

『安心して子どもを生き育てられ、

子どもがいきいきと個性豊かに育つまちの実現』をめざして

よなごっこ未来応援プラン

- 米子市次世代育成支援行動計画 -

平成17年3月

米 子 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の目的.....	1
3. 計画期間.....	2
第2章 米子市の現状	3
1. 人口等の状況.....	3
(1) 人口・世帯数、世帯規模の推移.....	3
(2) 年齢別人口の推移.....	4
(3) 人口動態.....	5
(4) 家族構成の動向.....	6
(5) 婚姻・離婚.....	7
(6) 出生率.....	8
(7) 死亡率.....	8
(8) 合計特殊出生率.....	9
(9) 将来人口.....	10
2. 子育てサービス・施設等の現状.....	11
(1) 保育所.....	11
(2) 幼稚園.....	12
(3) 放課後児童クラブ・児童館.....	12
(4) 子育て支援センター・子育てサークル.....	13
(5) 医療機関.....	13
第3章 ニーズ調査の結果（概要）	14
1. 就学前児童家庭向けニーズ調査.....	14
(1) 結果の主な概要.....	14
2. 小学生児童家庭向けニーズ調査.....	21
(1) 結果の主な概要.....	21
第4章 子育て環境をめぐる問題・課題	28
1. 地域における子育て支援.....	28
(1) 子育て支援センターの充実.....	28
(2) 情報・相談体制の充実.....	28
(3) 保育所等における家庭支援の充実.....	28
(4) 経済的支援.....	29
(5) 地域活動の推進.....	29
(6) 多様な保育サービスの提供.....	29
(7) 放課後児童健全育成事業の推進.....	29
(8) ファミリー・サポート・センターの整備.....	29
2. 母子の健康の確保及び増進.....	30
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	30

4 . 子育てを支援する生活環境の整備	30
(1) 良質な住宅の確保	30
(2) 安全・安心まちづくりの推進	31
5 . 職業生活と家庭生活との両立支援	31
(1) 就労環境の改善に向けた支援	31
(2) 仕事と子育ての両立を支援する保育環境の確保	31
6 . 子どもの安全の確保	31
(1) 子どもの事故防止	31
(2) 子どもを犯罪等から守る	31
7 . 支援を必要とする子どもへの対応等きめ細かな取組みの推進	32
(1) 子どもの利益の尊重	32
(2) 児童虐待防止対策の推進	32
(3) 障害児への支援	32
第5章 次世代育成支援地域行動計画	33
1 . 基本理念	33
2 . 基本目標	33
(1) 地域における子育て支援	33
(2) 母子の健康の確保及び増進	33
(3) 教育環境の整備	33
(4) 生活環境の整備	34
(5) 職業生活と家庭生活との両立支援	34
(6) 子どもの安全の確保	34
(7) 支援を必要とする子ども等への取組みの推進	34
3 . 基本施策	35
(1) 地域における子育て支援	36
(2) 母子の健康の確保及び増進	38
(3) 教育環境の整備	41
(4) 生活環境の整備	44
(5) 職業生活と家庭生活との両立支援	45
(6) 子どもの安全の確保	46
(7) 支援を必要とする子ども等への取組みの推進	47
第6章 計画の推進に向けて	50
第7章 資料編	51
1 . 米子市社会福祉審議会	51
(1) 米子市社会福祉審議会条例	51
(2) 委員名簿	52
2 . 米子市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会	53
(1) 設置要綱	53
(2) 委員名簿	54

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

平成14年1月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、少子化の主たる要因であった晩婚化・未婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象がみられ、現状のままでは、少子化は今後一層進行するものと予想されている。

急速な少子化の進行は、今後、わが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであり、少子化の流れを変えるためには、改めて国、地方公共団体、企業等が一体となって、従来の取組みに加え、さらなる対策を進める必要がある。また、子育てについては、父母、その他の保護者が第一義的責任を持つという基本認識の下に、家庭その他の場において子育ての意義が十分理解され、子育ての喜びを実感できるような社会を形成する必要がある。

こうした観点から、厚生労働省において「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、総合的な取組みを推進することとし、少子化対策推進関係閣僚会議において、「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を取りまとめ、あわせて、「次世代育成支援対策推進法案」及び「児童福祉法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平成15年7月に成立した。

次世代育成支援対策推進法においては、次世代育成支援対策に関し、市町村にあっては、法第8条第1項の市町村行動計画を策定することが示されている。

2. 計画の目的

米子市においても、少子化が進行し、子育て環境の整備や児童の健全育成が求められている中で、「米子市児童育成計画」、「米子市母子保健計画」、「淀江町健やか親子21計画」を策定してきた。

本計画は、先述した計画策定の背景を受けて、これまでの「児童育成計画」、「母子保健計画」等の成果を生かしながら、新しい米子市として、地域の特性を生かしながら、地域における子育て支援の充実や母子の健康の確保、教育環境や生活環境の整備、仕事と子育ての両立の推進等、次代を担う子どもを健やかに育てるための行動指針として策定する。

第2章 米子市の現状

1. 人口等の状況

(1) 人口・世帯数、世帯規模の推移

人口増加の数よりも世帯増加の数が大きく、世帯規模の縮小化が進んでいる。

米子市の人口の推移を国勢調査で見ると、平成2年の140,503人から年々増加傾向にあり、平成12年には147,837人となっており、10年間で7,334人増加している。

世帯数も同様に増加傾向にあり、平成2年に44,524世帯であったのが平成12年には52,700世帯となっており、8,176世帯増加している。

人口、世帯数がともに増加しているが、人口の増加と比較して、世帯数の増加が大きいことから、世帯規模(世帯当たり人員)の縮小化が進んでおり、平成2年の3.16人/世帯から平成12年の2.81人/世帯までの10年間で約0.3人/世帯減少している。

図 - 人口・世帯数等の推移(国勢調査) 注) 年齢不詳を含む。

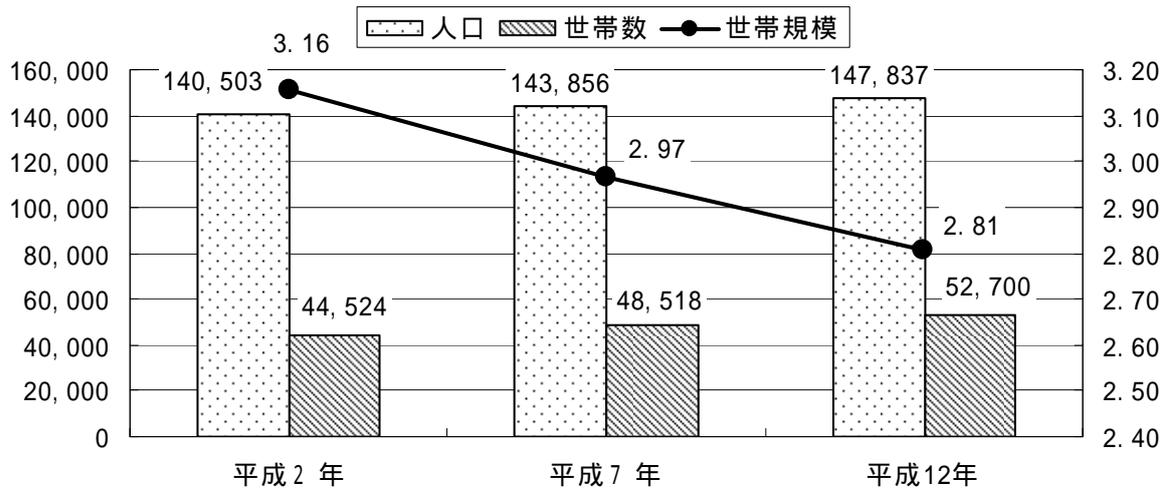


表 - 人口・世帯数等の推移(国勢調査)

米子市	平成2年	平成7年	平成12年	増減割合	
				H2~12	H7~12
人口	140,503	143,856	147,837	105.2%	102.8%
世帯数	44,524	48,518	52,700	118.4%	108.6%
世帯規模	3.16	2.97	2.81	88.9%	94.6%

注) 世帯数は、総世帯数

総世帯数とは、一般世帯と施設等の世帯の合計

(2) 年齢別人口の推移

0～14歳の人口が著しく減少し、65歳以上の人口は著しく増加している。

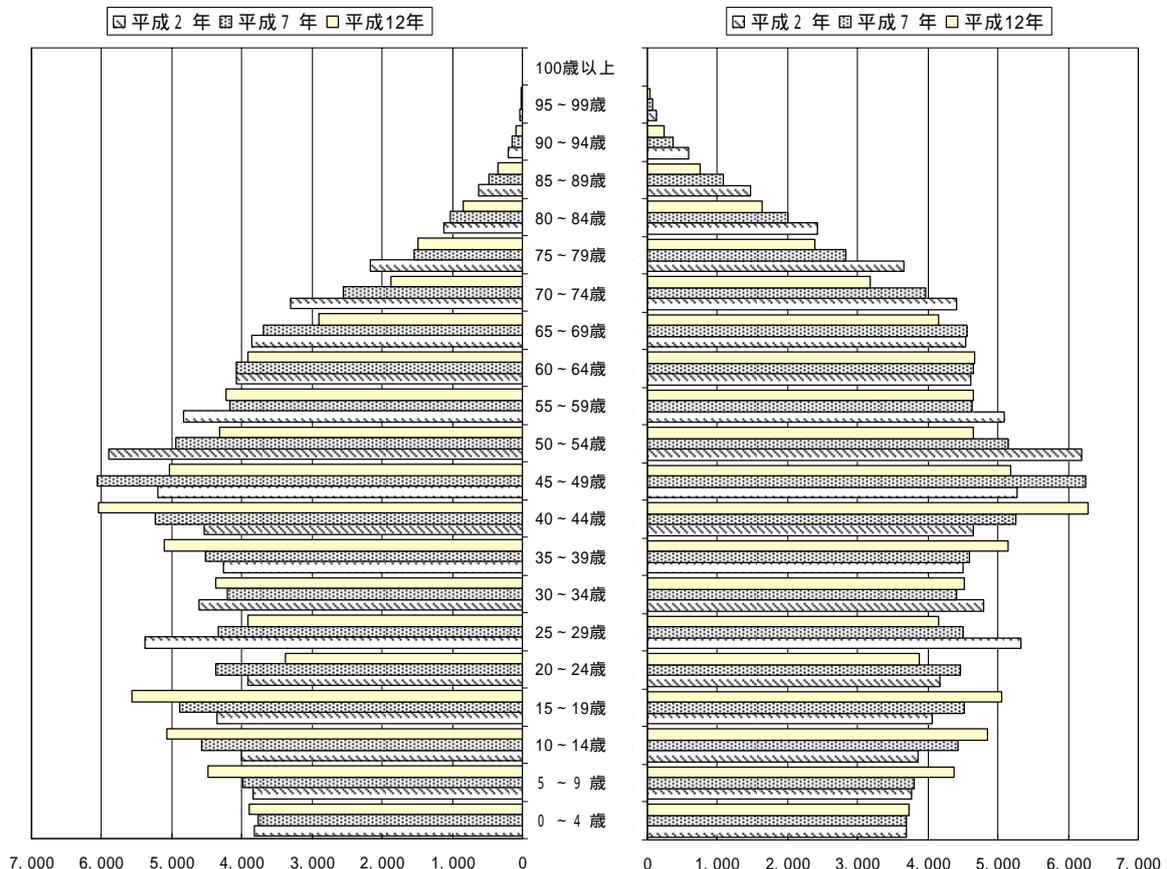
米子市の年齢別人口の推移を国勢調査で見ると、0～14歳人口が著しく減少しており、平成2年に26,407人であったのが平成12年には22,967人となっており、3,440人の減少となっている。逆に、65歳以上の高齢者は著しく増加傾向にあり、平成2年に19,954人であったのが平成12年には28,550人となっており、8,596人増加し、0～14歳人口より多くなっている。

65歳以上の高齢化率は、平成2年の14.2%から平成12年の19.4%までの10年間で5.2ポイントの上昇となっている。

表 - 年齢別人口の推移（国勢調査） 注）年齢不詳を含まない。

	合 計			男 性			女 性		
	平成2年	平成7年	平成12年	平成2年	平成7年	平成12年	平成2年	平成7年	平成12年
0～14歳	26,407 18.8%	24,246 16.9%	22,967 15.6%	13,441 20.1%	12,323 18.0%	11,663 16.6%	12,966 17.6%	11,923 15.8%	11,304 14.6%
15～64歳	94,041 67.0%	95,222 66.2%	95,785 65.0%	45,862 68.6%	46,794 68.2%	47,096 67.2%	48,179 65.5%	48,428 64.4%	48,689 63.0%
65歳以上	19,954 14.2%	24,354 16.9%	28,550 19.4%	7,562 11.3%	9,451 13.8%	11,311 16.1%	12,392 16.9%	14,903 19.8%	17,239 22.3%
合計	140,402	143,822	147,302	66,865	68,568	70,070	73,537	75,254	77,232

図 - 年齢別人口の割合の推移（国勢調査）



(3) 人口動態

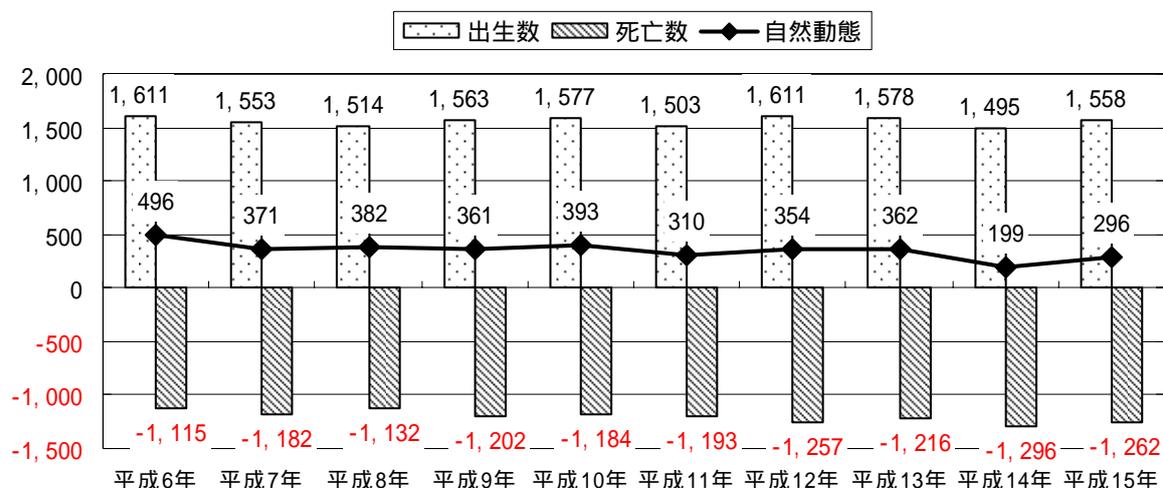
自然動態

出生数が死亡数を上回っており、自然増となっている。

米子市の自然動態（出生・死亡）をみると、出生数が1,500～1,600人程度で推移し、死亡数は1,100～1,300人程度で推移していることから、出生数が死亡数を上回り、約300～400人程度の自然増となっている。

しかし、死亡数が年々増加しており、今後は自然増加数が縮小するものと思われる。

図 - 自然動態（鳥取県人口動態統計調査）

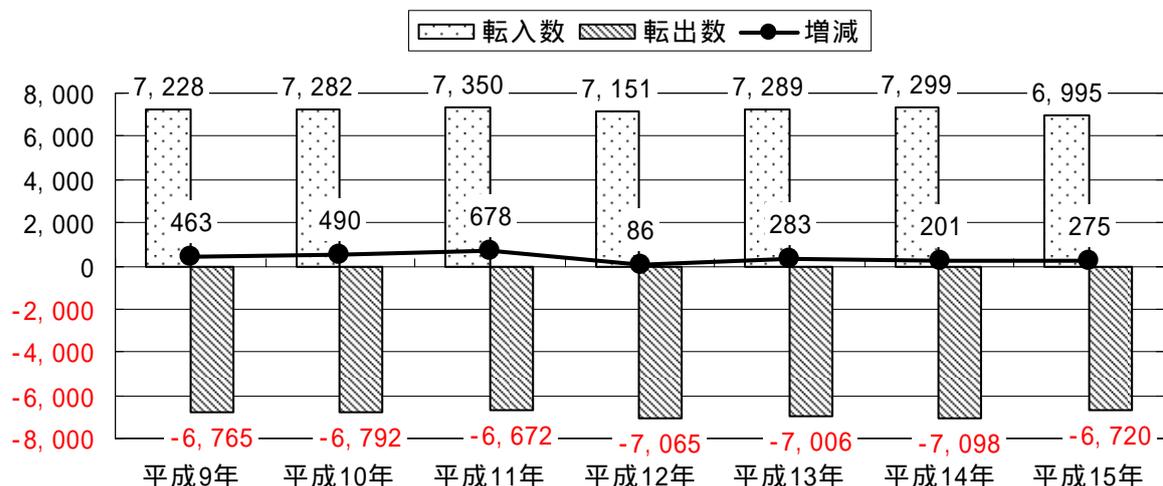


社会動態

転入数が転出数を上回り、社会増となっている。

米子市の社会動態（転入・転出）をみると、転入は7,000～7,300人程度で推移し、転出は6,700～7,000人程度で推移していることから、転入が転出を上回り、社会増となっている。

図 - 社会動態（鳥取県人口移動調査）



(4) 家族構成の動向

核家族世帯（特に夫婦のみ、ひとり親と子ども）の世帯が増加している。

米子市の家族構成の推移を国勢調査で見ると、核家族世帯の増加が目立っており、特に「夫婦のみ」の世帯、「ひとり親と子ども」の世帯が増加し、「夫婦のみ」の世帯は、年平均で約240世帯の増加、「ひとり親と子ども」の世帯は、年平均で約100世帯の増加となっている。

「夫婦と子ども」の世帯も増加（年平均約40世帯）しているが、全体に占める割合は減少しており、「夫婦のみ」の世帯、「ひとり親と子ども」の世帯、「夫婦と親」の世帯で、世帯数も占める割合も増加傾向にある。

逆に「夫婦と親と子ども」の世帯（親との同居世帯）が著しく減少し、全体に占める割合も平成2年の17.2%から平成12年には、13.5%まで減少している。

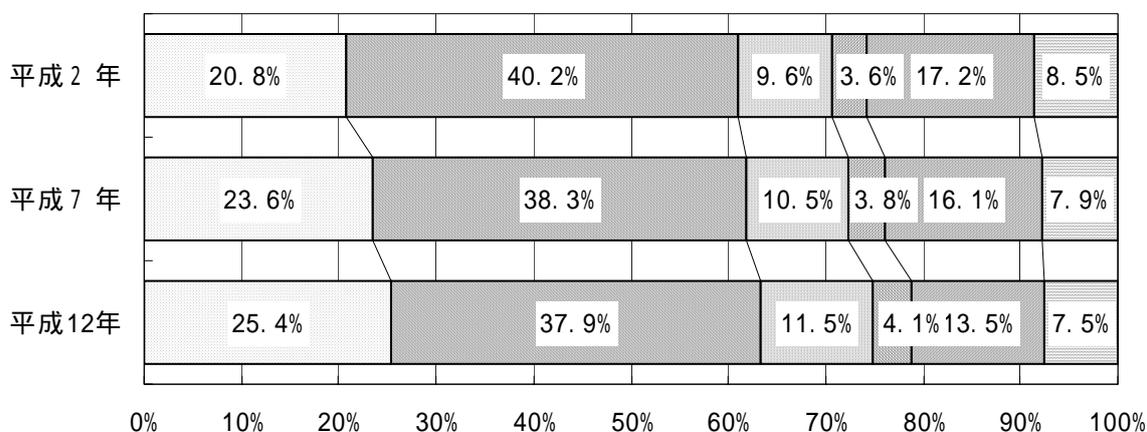
表 - 家族構成別世帯数の推移（国勢調査）

	総数	親族世帯									非親族	単独
		親族世帯総数	核家族世帯	夫婦のみ	夫婦と子ども	ひとり親と子ども	その他	夫婦と親	夫婦と親と子ども	その他		
平成2年	44,398	35,430	25,020	7,380	14,231	3,409	10,410	1,292	6,097	3,021	70	8,898
平成7年	48,418	37,050	26,796	8,735	14,185	3,876	10,254	1,396	5,949	2,909	58	11,310
平成12年	52,253	38,537	28,852	9,790	14,622	4,440	9,685	1,563	5,218	2,904	214	13,502
備考	増加	増加	増加	増加	増加	増加	減少	増加	減少	減少	増加	増加

注) 総数は、一般世帯数

図 - 家族構成別世帯数(親族世帯の構成比)の推移（国勢調査）

□夫婦のみ □夫婦と子ども □ひとり親と子ども □夫婦と親 □夫婦と親と子ども □その他



(5) 婚姻・離婚

婚姻数はほぼ横ばいだが、離婚数は増加傾向にある。

米子市の婚姻・離婚の推移を平成6年から平成15年でみると、婚姻数はほぼ横ばい状態で、おおむね900件程度で推移し、10年間での年平均は929件となっている。

離婚数は250～460件程度で推移しているものの、年々増加傾向にある。

婚姻率(人口千人あたり婚姻数)は6.0～6.8の間で推移し、やや減少傾向にあり、逆に離婚率(人口千人あたり離婚数)は1.8～3.1の間で推移し、上昇傾向にある。この離婚件数の増加は、先述した「ひとり親と子ども」の世帯の増加にも繋がっていると考えられる。

図 - 婚姻件数・離婚件数(鳥取県人口動態統計調査)

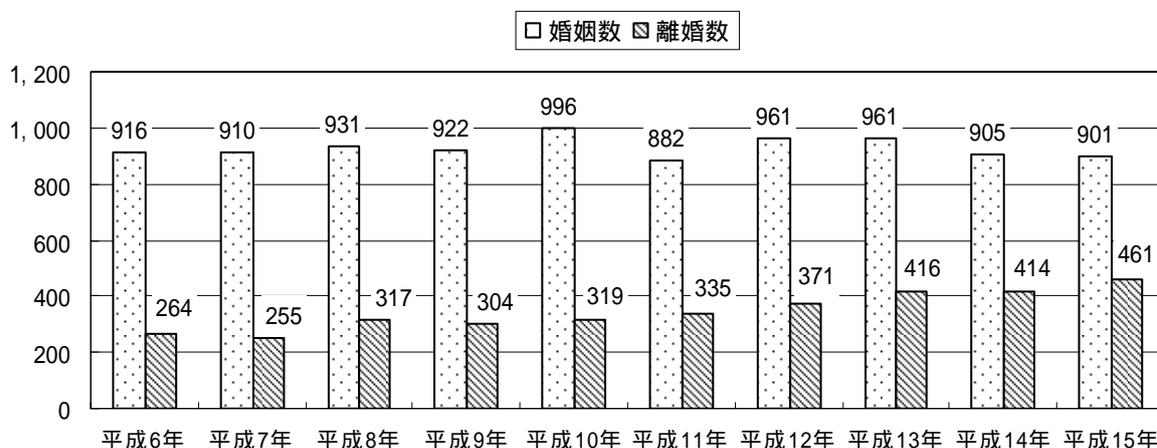


図 - 婚姻率・離婚率(鳥取県人口動態統計調査)

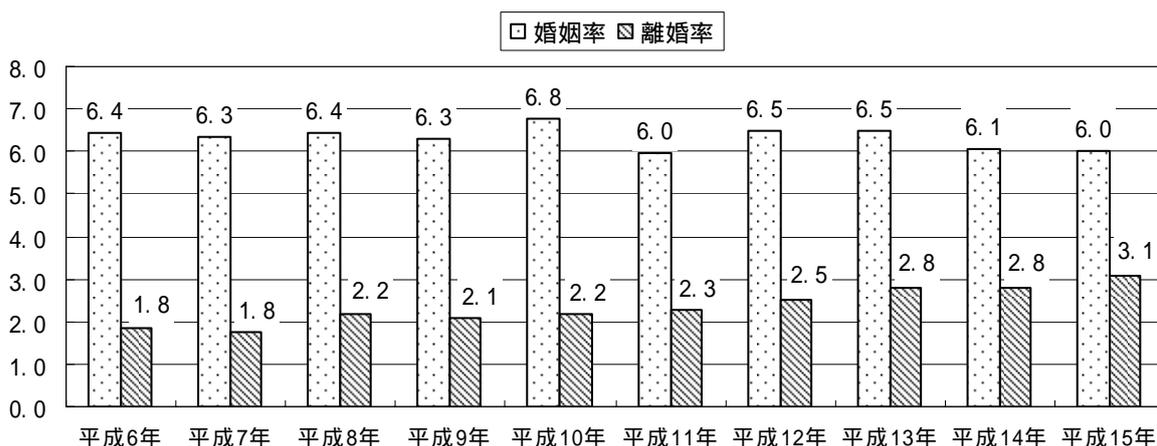


表 - 婚姻数・離婚数、婚姻率・離婚率の推移(鳥取県人口動態統計調査)

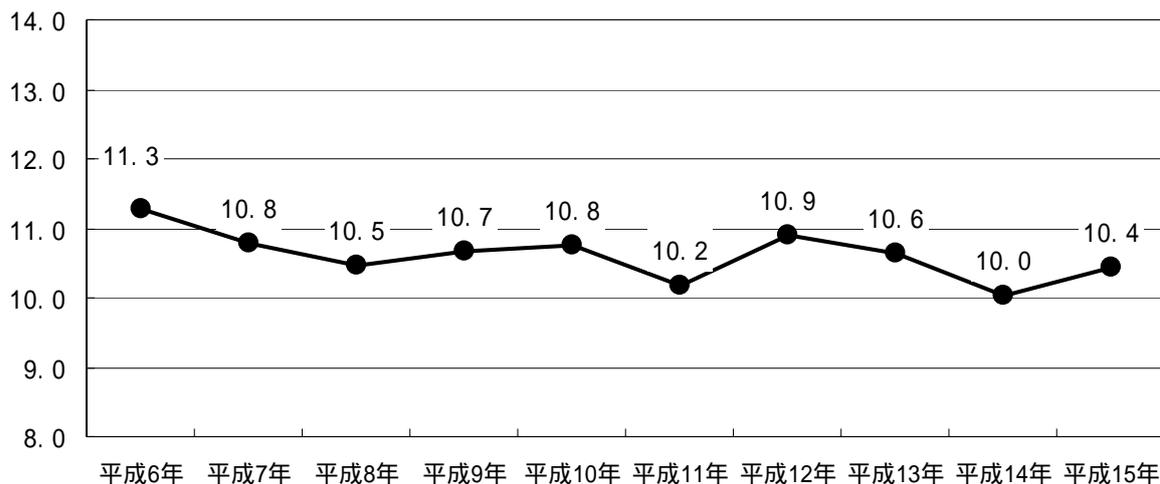
	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平均
婚姻数	916	910	931	922	996	882	961	961	905	901	929
離婚数	264	255	317	304	319	335	371	416	414	461	346
婚姻率	6.4	6.3	6.4	6.3	6.8	6.0	6.5	6.5	6.1	6.0	6.3
離婚率	1.8	1.8	2.2	2.1	2.2	2.3	2.5	2.8	2.8	3.1	2.4

(6) 出生率

出生率は若干下がっているものの、ほぼ横ばいであるといえる。

米子市の平成6年から平成15年までの出生率(人口千人当たり出生数)の推移をみると、10.0～11.3の間で推移しており、やや下降傾向にあるが、その傾向は小さく、ほぼ横ばい状態にあるといえる。

図 - 出生率 (鳥取県人口動態統計調査)

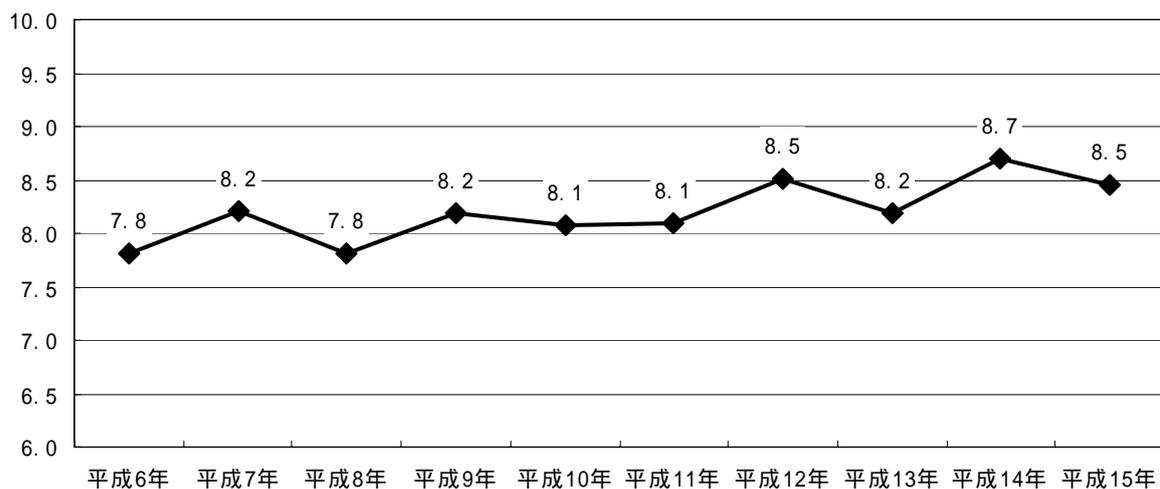


(7) 死亡率

死亡率は年々上昇傾向にある。

米子市の死亡率(人口千人当たり死亡数)の推移をみると、7.8～8.7の間で推移しているが、年々上昇傾向にあり、今後も上昇するものと思われ、死亡数が出生数を上回る時期が来ることが懸念される。

図 - 死亡率 (鳥取県人口動態統計調査)



(8) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は県と同様に下降している。

米子市の平成7年から平成15年までの合計特殊出生率の推移をみると、おおむね下降傾向にあり、その傾向は、鳥取県の推移と類似している。

注) 合計特殊出生率は、出生率計算の際の分母の人口数を、出産可能年齢(15～49歳)の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したものの、合計特殊出生率は、出産年齢の変化によって推計値が短期的に変動しやすく、女性が生涯に生む子どもの数が変わっていない状況で、晩婚化が進み、出産年齢が高く変化している場合、合計特殊出生率が一時的に過少に推計される可能性がある。

図 - 合計特殊出生率 (鳥取県人口動態統計調査)

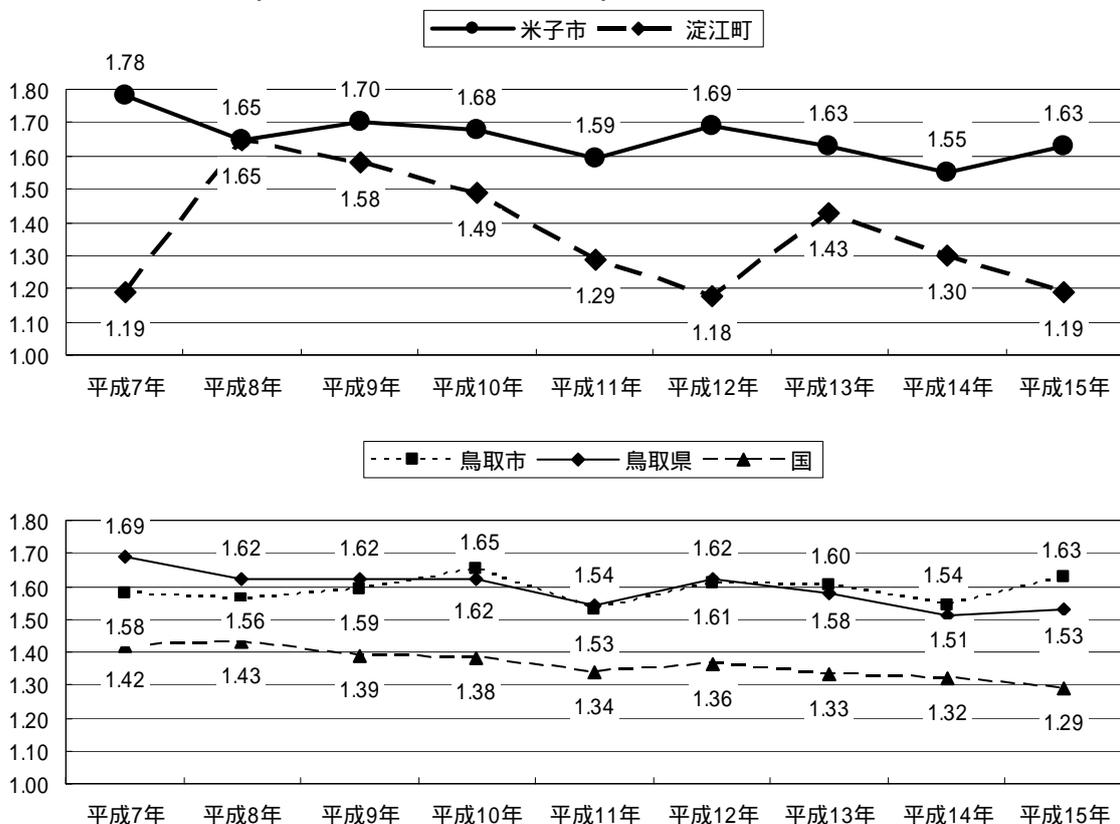


表-合計特殊出生率 (鳥取県人口動態統計調査)

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
米子市	1.78	1.65	1.70	1.68	1.59	1.69	1.63	1.55	1.63
淀江町	1.19	1.65	1.58	1.49	1.29	1.18	1.43	1.30	1.19
鳥取市	1.58	1.56	1.59	1.65	1.53	1.61	1.60	1.54	1.63
鳥取県	1.69	1.62	1.62	1.62	1.54	1.62	1.58	1.51	1.53
国	1.42	1.43	1.39	1.38	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29
	3か年平均			3か年平均			3か年平均		
米子市	1.71			1.65			1.60		
淀江町	1.47			1.32			1.31		
鳥取市	1.58			1.60			1.59		
鳥取県	1.64			1.59			1.54		
国	1.41			1.36			1.31		

(9) 将来人口

人口増加傾向にあるが、高齢化が進行し、0～14歳の占める割合は低下する。

米子市の将来人口は、新市建設計画では、平成22年で153,220人と予測され、平成12年より約5,900人増加する。

しかし、65歳以上の高齢者は、35,090人（高齢化率22.9%）と予測され、平成12年の28,550人（19.4%）より上昇傾向にある。

0～14歳人口は、平成12年の22,967人（15.6%）と比較し、平成22年で23,310人（15.2%）と、若干の人口増となっているものの、占める割合については減少している。

なお、0～4歳の人口をみると、平成12年の7,515人（5.1%）が、平成17年の7,990人（5.3%）をピークに減少に転じ、平成22年には7,370人（4.8%）となり、平成17年から22年までの5年間で約600人減少すると予測されている。

図 - 年齢別（3区分）の将来人口

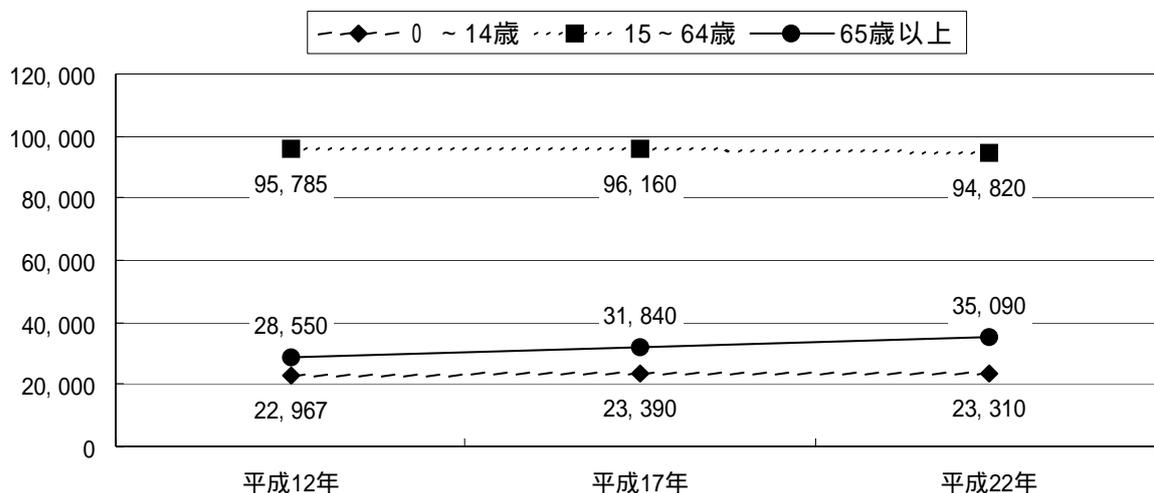


表 - 年齢別（3区分）の将来人口

	平成12年	平成17年	平成22年
0～14歳	22,967	23,390	23,310
0～4歳	7,515	7,990	7,370
5～9歳	7,598	7,690	8,150
10～14歳	7,854	7,710	7,790
15～64歳	95,785	96,160	94,820
65歳以上	28,550	31,840	35,090
合計	147,302	151,390	153,220

構成比	平成12年	平成17年	平成22年
0～14歳	15.6%	15.5%	15.2%
0～4歳	5.1%	5.3%	4.8%
5～9歳	5.2%	5.1%	5.3%
10～14歳	5.3%	5.1%	5.1%
15～64歳	65.0%	63.5%	61.9%
65歳以上	19.4%	21.0%	22.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

注) 年齢不詳を含まない。

2. 子育てサービス・施設等の現状

(1) 保育所

米子市の認可保育所は40施設（内23施設は私立）あり、定員は3,485人である。

また、認可外保育施設が10施設ある。

認可保育所のうち、乳児保育を実施している保育所が16施設、休日保育を実施している保育所が3施設、一時保育を実施している保育所が7施設、延長保育を実施している保育所が21施設、障害児保育を実施している保育所が22施設ある。

また、24時間対応している保育所が1施設ある。

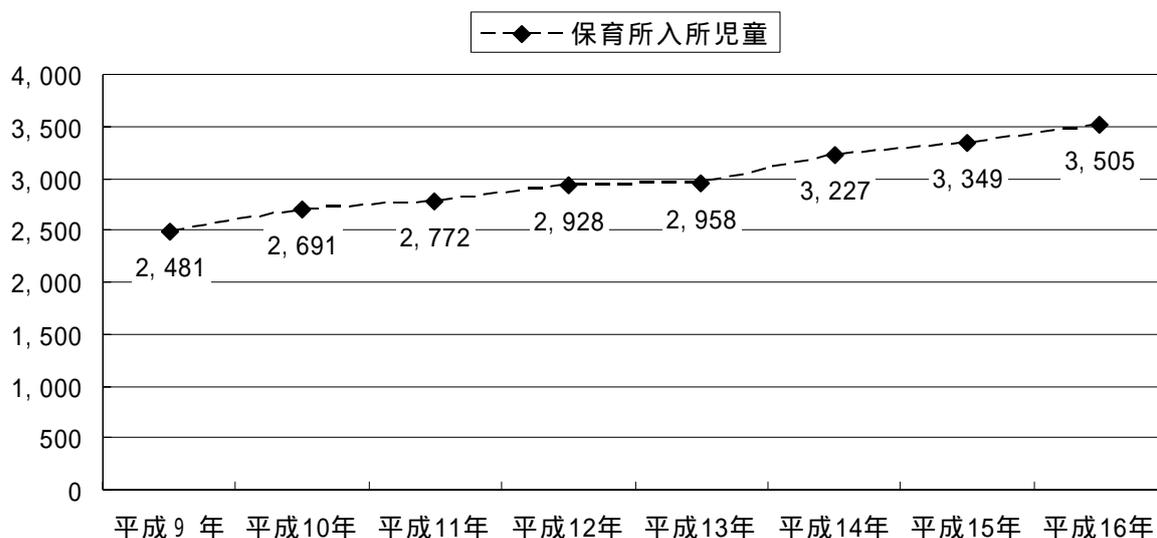
保育所入所児童数は年々増加傾向にあり、平成16年では、3,505人となっており、平成9年の2,481人より、7年間で1,024人の増加となっている。

表 - 保育所の数、特別保育の実施施設数（平成16年4月1日現在）

	施設数	定員	乳児保育	休日保育	一時保育	延長保育	障害児保育
公立	17	1,415	3	0	2	4	10
	42.5%	40.6%	17.6%	0.0%	11.8%	23.5%	58.8%
私立	23	2,070	13	3	5	17	12
	57.5%	59.4%	56.5%	13.0%	21.7%	73.9%	52.2%
合計	40	3,485	16	3	7	21	22
	100.0%	100.0%	40.0%	7.5%	17.5%	52.5%	55.0%

注) 乳児保育、休日保育、一時保育、延長保育、障害児保育の構成比は、各施設数の合計に対する割合

図 - 保育所入所児童数の推移（4月1日現在）



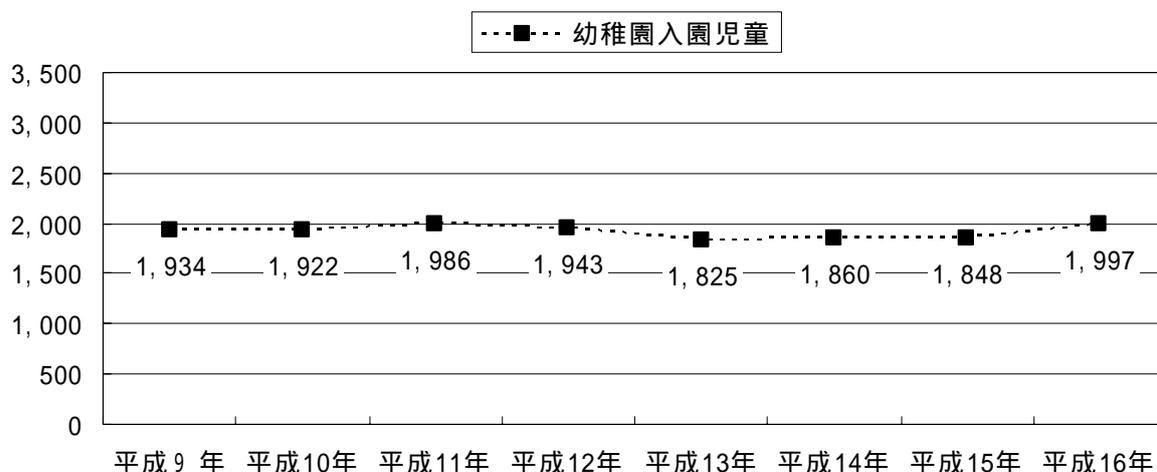
(2) 幼稚園

米子市には、幼稚園は11施設あり、すべて私立幼稚園である。

幼稚園入園児童数は1,900人前後で推移しているものの、やや減少傾向にあり、平成9年(5月1日現在)の1,934人から平成15年の1,848人まで、6年間で86人の減少となっている。

ただし、平成16年度から構造改革特区による2歳児(122人)の受け入れを開始したことにより、入園児童数は1,997人となっている。

図 - 幼稚園入園児童数の推移(5月1日現在)



注) 幼稚園入園児童数のデータは、淀江町の幼稚園が平成15年度末をもって廃園されたため、淀江町を含んでない。

(3) 放課後児童クラブ・児童館

米子市の放課後児童クラブ(なかよし学級)は、学校の空き教室・専用施設(16学級)及び児童館(2館)を利用して18施設で実施している。

児童館は4館あり、小学校6年生まで利用しており、土曜日、長期休暇中も開館しているが、放課後児童クラブは、土曜日及び冬季・春季には開館していない。

表 - 放課後児童クラブ(なかよし学級)の施設数と登録人数(4月1日現在)

区分	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
施設数	10	10	10	12	15	16	16	18
登録人数	281	292	345	350	470	570	616	635

表 - 児童館の施設数と延べ利用児童数

区分	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
施設数	4	4	4	4	4	4	4
延べ利用児童数	36,119	39,893	38,068	42,802	36,684	39,220	40,780

(4) 子育て支援センター・子育てサークル

米子市には、子育て支援センター・子育て広場が5か所(公立4、市委託1)ある。また、子育てサークルは37サークルあり、地域の公民館や保育所等で活動している。子育て支援センターは、子育てサークルの活動に対する支援等も行っている。

表 - 子育て支援センター・子育てサークルの開設状況

区 分	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
子育て支援センター	1	1	1	2	4	5	5	5
子 育 てサークル	28	31	33	35	36	36	37	37

(5) 医療機関

米子市には、診療科目に小児科がある医療機関(病院、診療所)が60施設あり、平成12年の国勢調査人口で割ると、人口1万人当たり4.06施設となり、鳥取市の3.39施設、倉吉市の3.02施設、境港市の2.99施設を大きく上回っている。

米子市では、鳥取大学医学部附属病院や鳥取県立皆生小児療育センターが立地する等、人口当たりの小児科医の施設数もあわせて、小児医療が非常に充実しているといえる。

表 - 診療科目に小児科がある医療機関の状況(鳥取県ホームページ)

	合 計	病 院	診療所 ・ 医院	人口1万人 当たり施設数
米子市	60 100.0%	4 6.7%	56 93.3%	4.06
鳥取市	68 100.0%	6 8.8%	62 91.2%	3.39
倉吉市	15 100.0%	2 13.3%	13 86.7%	3.02
境港市	11 100.0%	1 9.1%	10 90.9%	2.99

第3章 ニーズ調査の結果（概要）

1. 就学前児童家庭向けニーズ調査

(1) 結果の主な概要

子育て支援サービスの認知度・利用度・利用意向

認知度、利用度、利用意向のすべてにおいて、「児童文化センター」が最も高い。

子育て支援サービスの認知度が最も高いのは、「児童文化センター」で91.6%、次いで「赤ちゃん訪問」が88.7%となっている。逆に、認知度が最も低いのは、「タムタムスクール」の26.0%、次いで「少年育成センター」の35.5%となっている。

利用度が最も高いのは、「児童文化センター」で63.8%、次いで「赤ちゃん訪問」が59.0%となっている。逆に、利用度が最も低いのは、「少年育成センター」で0.8%の利用にとどまっている。次いで「市役所児童家庭課（家庭児童相談室）での子育て相談」の3.1%となっている。

今後の利用意向は、「児童文化センター」が79.4%で最も高く、次いで「市役所児童家庭課（家庭児童相談室）での子育て相談」が76.7%となっている。逆に利用意向が最も低いものは、「マタニティー応援教室」で23.1%、次いで「ファミリー・サポート・センター」32.2%となっている。

表 - 認知度・利用度・利用意向の上位・下位

	上 位	下 位
認知度	・ 児童文化センター ・ 赤ちゃん訪問	・ タムタムスクール ・ 少年育成センター
利用度	・ 児童文化センター ・ 赤ちゃん訪問	・ 少年育成センター ・ 市役所児童家庭課(家庭児童相談室)での子育て相談
利用意向	・ 児童文化センター ・ 市役所児童家庭課(家庭児童相談室)での子育て相談	・ マタニティー応援教室 ・ ファミリー・サポート・センター

図 - マタニティー応援教室

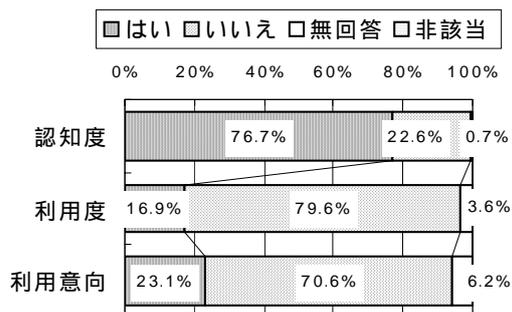


図 - 赤ちゃん訪問

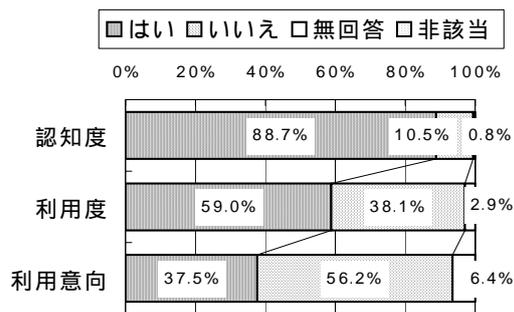


図 - 保健センターでの相談・講習会

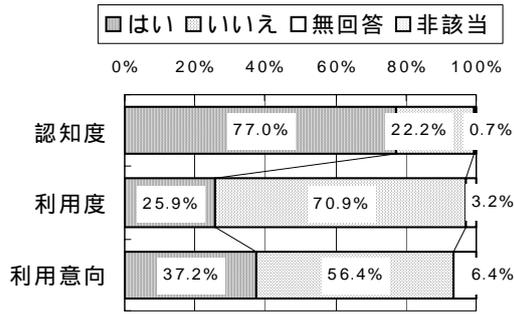


図 - タムタムスクール

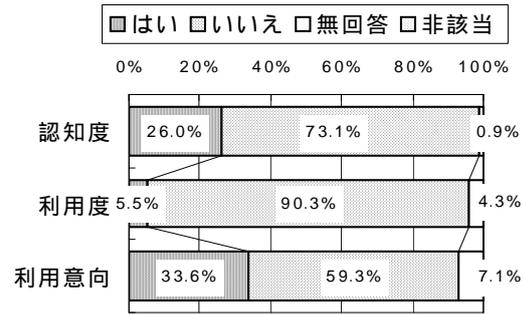


図 - 少年育成センター

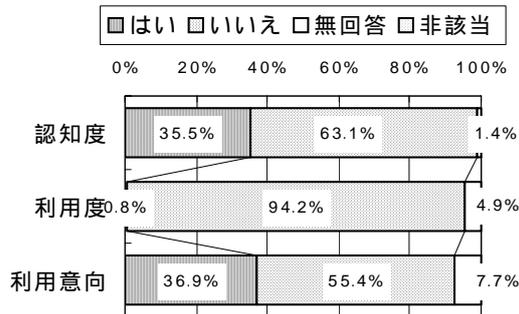


図 - 子育てサークルや公民館活動等身近な地域における親子のつどいの場

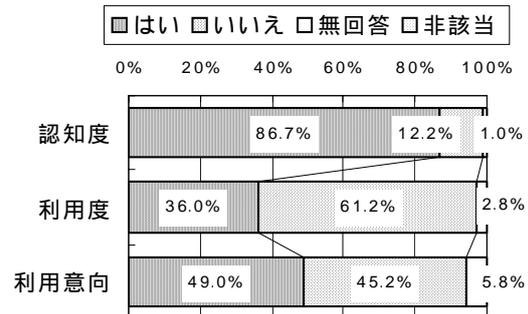


図 - 子育て支援センター

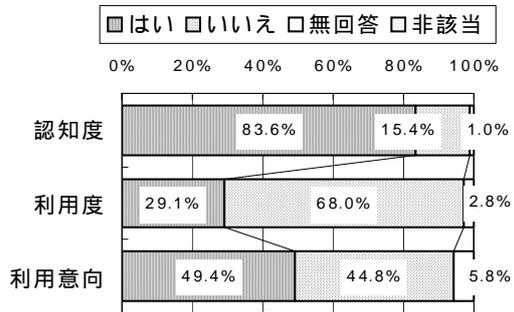


図 - 児童文化センター

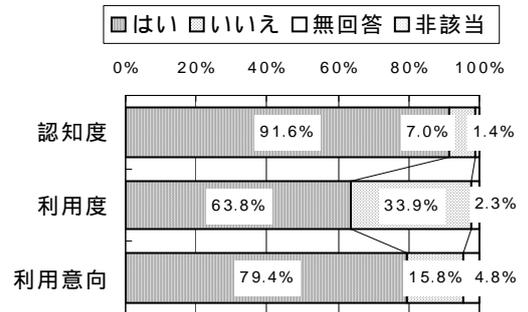


図 - ファミリー・サポート・センター

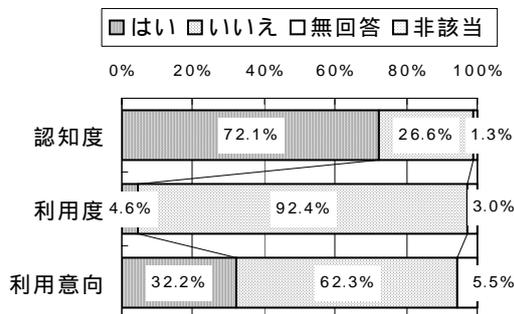
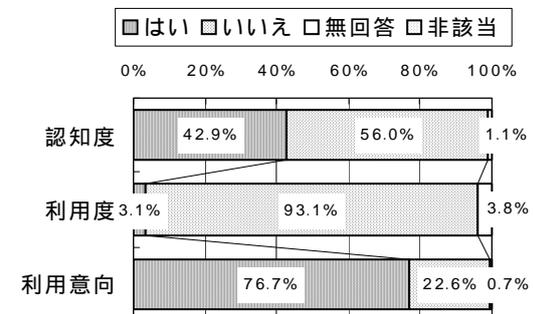


図 - 市役所児童家庭課（家庭児童相談室）での子育て相談



子育て中の気持ちについて

イライラして切れるような気持ちになったことがある親が 65.0% (869 件)、実際に切れたときは、869 件中 178 件 (20.5%) の人が「子ども」に当たっている。

子育て中の気持ちについては、イライラして切れるような気持ちになったことが「ある」と回答した方が 65.0%あり、「ある」方のうち、実際に切れてしまった時に「人に当たった」という方が 43.2%みられた。

人に当たった方のうち、「子ども」に当たった方が 47.5% (切れるような気持ちになったことがある人のうち 20.5%) を占め、次に「配偶者」が 25.6%、「子どもを含む家族」が 10.7%となっており、約 5 割の方は子どもに当たっている状況にある。

表 - イライラして切れるような気持ちになったことはあるか

ある	ない	無回答	合計
869	457	10	1,336
65.0 %	34.2 %	0.8 %	100.0 %

表 - 切れてしまった時どのようにしたか (複数回答あり)

人に当たった	なにもしない	その他	物に当たった	無回答	回答者数
375	232	176	159	42	869
43.2 %	26.7 %	20.3 %	18.3 %	4.8 %	

表 - 人に当たったとき、誰に当たったか

子ども	配偶者	子ども、家族等	家族	友人等	自分	無回答	合計
178	96	40	28	3	1	29	375
47.5%	25.6%	10.7%	7.5%	0.8%	0.2%	7.7%	100.0%

子育てで、日常悩んでいること、気になること

子育ての悩みは「食事、栄養に関すること」、「病気や発育・発達に関すること」が上位

子育てで日常悩んでいることについては、「食事や栄養に関すること」が37.1%で最も多く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が33.7%、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」が30.3%となっている。

表 - 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか
(複数回答あり)

食事や栄養に関すること	病気や発育・発達に関すること	仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	子どもの教育に関すること	子どもとの時間を十分とれないこと	子どもとの接し方に自信が持てないこと	友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること	子育てに関する配偶者・パートナーの協力が少ないこと	配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	
496	450	405	310	305	202	189	185	107	
37.1%	33.7%	30.3%	23.2%	22.8%	15.1%	14.1%	13.8%	8.0%	
育児の方法がよくわからないこと	配偶者・パートナーと子育てに関して意見が合わないこと	自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場等まわりの見目が気になること	地域の子育て支援サービスの内容や利用・申込み方法がわからないこと	話し相手や相談相手がないこと	登園拒否、不登校等の問題について	その他	特になし	無回答	回答者数
103	103	88	55	48	46	58	178	34	1,336
7.7%	7.7%	6.6%	4.1%	3.6%	3.4%	4.3%	13.3%	2.5%	

家族について

子育てをしている方と家族とのかかわりについて、「助けになる」「満足している」との回答が多い一方で、感情的な気持ちには約5割が「ほとんど応えてくれない」と回答

主に子育てをしている方と家族とのかかわりについては、困ったときに「いつも助けになる」が60.9%、「時々助けになる」が33.9%で、合わせると94.8%の方が「助けになっている」と感じている。

また、話し合いや助け合いについても、「時々満足している」が47.0%、「いつも満足している」が41.0%、合わせると88.0%の方が「満足している」と感じている。

しかし、感情に応えてくれているかについては、「ほとんど応えてくれない」が47.5%で最も多く、「いつも応えてくれる」、「時々応えてくれる」を合わせても、51.8%にとどまっている。

表 - 何か困ったとき、家族はあなたの助けになりますか

いつも助けになる	時々助けになる	ほとんど助けにならない	無回答	合計
814	453	60	9	1,336
60.9 %	33.9 %	4.5 %	0.7 %	100.0 %

表 - あなたは家族と話し合ったり、苦勞を分け合うことに満足していますか

時々満足している	いつも満足している	ほとんど満足していない	無回答	合計
628	548	149	11	1,336
47.0 %	41.0 %	11.2 %	0.8 %	100.0 %

表 - あなたの感情（例：怒り、寂しさ、愛等）に家族は応えてくれますか

ほとんど応えてくれない	いつも応えてくれる	時々応えてくれる	無回答	合計
634	579	113	10	1,336
47.5 %	43.3 %	8.5 %	0.7 %	100.0 %

家族の育児について

9割以上の家庭で、家族と子どもの成長を喜び、成長について話し合う機会がある。

育児に関する家族のかかわりについては、家族の方がお子さんの成長について喜ばれることが「よくある」という方が53.1%、「ある」という方が38.9%となっており、「時々ある」も合わせると96.8%の家庭で「喜ばれることがある」と回答している。

家族で子どもの成長について話す機会については、「よくある」が50.6%、「ある」が35.9%、「時々ある」が9.5%、これらを合わせると96.0%の家庭で「成長について話す機会がある」と回答している。

また、家庭内に家事、育児の苦勞話を聞いてくださる方がありますかという問いについては、「ある」が79.5%で、話を聞いてもらうとスッキリしますかについては、「スッキリする」が43.2%、「時々スッキリする」が35.0%、「非常にスッキリする」の12.4%と合わせると90.6%の方が「スッキリする」と回答している。

表 - ご家族の方は、お子さんの成長について喜ばれることがありますか

よくある	ある	時々ある	ない	めったにない	無回答	合計
710	520	64	20	12	10	1,336
53.1 %	38.9 %	4.8 %	1.5 %	0.9 %	0.8 %	100.0 %

表 - お子さんの成長について家族でお話されることがありますか

よくある	ある	時々ある	めったにない	ない	無回答	合計
676	479	127	27	17	10	1,336
50.6 %	35.9 %	9.5 %	2.0 %	1.3 %	0.7 %	100.0 %

表 - 家庭内に家事、育児の苦労話を聞いてくださる方がありますか

ある	ない	無回答	合計
1,062	249	25	1,336
79.5 %	18.6 %	1.9 %	100.0 %

表 - 「ある」とお答えになった方は、話を聞いてもらおうと、スッキリしますか

スッキリする	時々スッキリする	非常にスッキリする	めったにスッキリしない	しない	無回答	合計
459	371	132	64	22	14	1,062
43.2 %	35.0 %	12.4 %	6.0 %	2.1 %	1.3 %	100.0 %

子どもの安全対策について

9割以上で「かかりつけの小児科医を持っている」が、急病時には2割の方が「診てくれる医療機関が見つからず困ったことがある」。約1割の方がチャイルドシートを使用していない。子どもの前でタバコを吸う人が約26%ある。

子どものかかりつけの小児科医の有無については、「はい(いる)」が94.8%となっている。急病時にすぐに診てくれる医療機関が見つからず困ったことがあるかという問いについては、「困ったことは無い」方が77.5%で、「困ったことがある」方が21.7%となっている。

風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないように工夫しているかについては、81.3%の方が「いいえ(工夫していない)」と回答している。

浴槽に水をためたままにしないように注意していますかについては、66.3%が「はい(ためたままにしない)」と回答しているが、33.1%は「いいえ」と回答しており、風呂場での事故が懸念される。

また、チャイルドシートの利用についても、「必ず使用している」と回答している方は60.1%にとどまり、「時々しないこともある」方が29.7%もみられ、「使用していない」方が9.4%ある。

家族の喫煙について、子どもの前での喫煙については、「吸わないようにしている」という方は42.7%あるが、25.7%が子どもの前でタバコを吸っていると回答している。

表 - かかりつけの小児科医師はいますか

はい	何ともいえない	いいえ	無回答	合計
1,266	47	18	5	1,336
94.8 %	3.5 %	1.3 %	0.4 %	100.0 %

表 - お子さんが高熱を出す等の急病の場合、すぐに診てくれる医療機関が見つからず困ったことがありますか

困ったことはない	困ったことがある	無回答	合計
1,035	290	11	1,336
77.5 %	21.7 %	0.8 %	100.0 %

表 - 風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないように工夫をしていますか

いいえ	はい	無回答	合計
1,086	243	7	1,336
81.3 %	18.2 %	0.5 %	100.0 %

表 - 浴槽に水をためたままにしないように注意していますか

はい	いいえ	無回答	合計
886	442	8	1,336
66.3 %	33.1 %	0.6 %	100.0 %

表 - お子さんを車に乗せるときには、チャイルドシートを使用していますか

必ず使用している	時々しないこともある	使用していない	無回答	合計
803	397	126	10	1,336
60.1 %	29.7 %	9.4 %	0.8 %	100.0 %

表 - ご家族は、お子さんの前でタバコを吸わないようにしていますか

はい	タバコは吸わない	いいえ	無回答	合計
570	419	343	4	1,336
42.7 %	31.3 %	25.7 %	0.3 %	100.0 %

家の近くの遊び場について

「雨の日に遊べる場所がない」「思い切り遊ぶための十分な広さがない」が上位

家の近くの遊び場については、最も多いのが「雨の日に遊べる場所がない」が56.0%、次いで「近くに遊びがない」が32.5%、「遊び場周辺の道路が危険である」が21.6%となっている。

表 - 家の近くの子どもの遊び場について、日頃感じていることがありますか（複数回答あり）

雨の日に遊べる場所がない	近くに遊び場がない	遊び場周辺の道路が危険である	遊具等の種類が充実していない	遊び場に行っても子どもと同じ年ぐらいの遊び仲間がない	思い切り遊ぶための十分な広さがない	いつも閑散として寂しい感じがする	
748	434	288	285	214	203	155	
56.0 %	32.5 %	21.6 %	21.3 %	16.0 %	15.2 %	11.6 %	
不衛生である	遊具等の設備が古くて危険である	遊び場やその周辺の環境が悪くて、安心して遊べない	緑等の自然が少ない	その他	特に感じることはない	無回答	回答者数
135	129	68	46	70	124	58	1,336
10.1 %	9.7 %	5.1 %	3.4 %	5.2 %	9.3 %	4.3 %	

2. 小学生児童家庭向けニーズ調査

(1) 結果の主な概要

子育て支援サービスの認知度・利用度・利用意向

認知度、利用度、利用意向のすべてにおいて、「児童文化センター」が最も高い。

子育て支援サービスの認知度が最も高いのは、「児童文化センター」で 93.9%、次いで「子育てサークルや公民館活動等身近な地域における親子のつどいの場」が 80.2%となっている。逆に、認知度が最も低いのは、「タムタムスクール」の 31.1%、次いで「市役所児童家庭課（家庭児童相談室）での子育て相談」の 45.2%となっている。

利用度が最も高いのは、「児童文化センター」で 77.7%、次いで「赤ちゃん訪問」が 39.1%となっている。逆に、利用度が最も低いのは、「少年育成センター」で 1.5%、次いで「市役所児童家庭課（家庭児童相談室）での子育て相談」の 1.7%となっている。

今後の利用意向は、「児童文化センター」が 76.2%で最も高く、次いで「子育てサークルや公民館活動等身近な地域における親子のつどいの場」が 29.3%となっている。逆に利用意向が最も低いものは、「マタニティー応援教室」で 7.2%、次いで「タムタムスクール」9.0%となっている。

表 - 認知度・利用度・利用意向の上位・下位

	上 位	下 位
認知度	・ 児童文化センター ・ 子育てサークルや公民館活動等身近な地域における親子のつどいの場	・ タムタムスクール ・ 市役所児童家庭課(家庭児童相談室)での子育て相談
利用度	・ 児童文化センター ・ 赤ちゃん訪問	・ 少年育成センター ・ 子育てサークルや公民館活動等身近な地域における親子のつどいの場
利用意向	・ 児童文化センター ・ 子育てサークルや公民館活動等身近な地域における親子のつどいの場	・ マタニティー応援教室 ・ タムタムスクール

図 - マタニティー応援教室

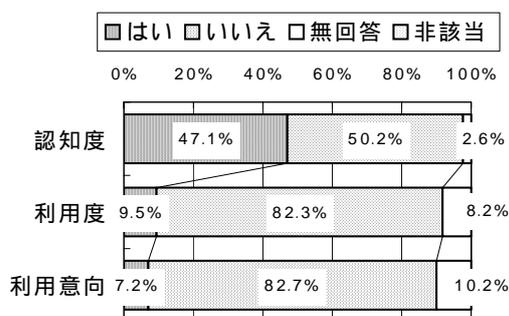


図 - 赤ちゃん訪問

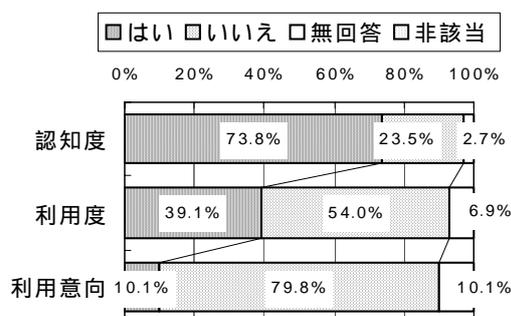


図 - 保健センターでの相談・講習会

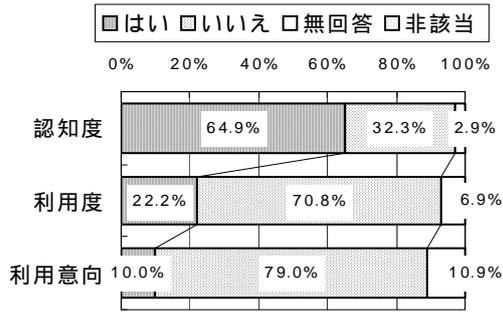


図 - タムタムスクール

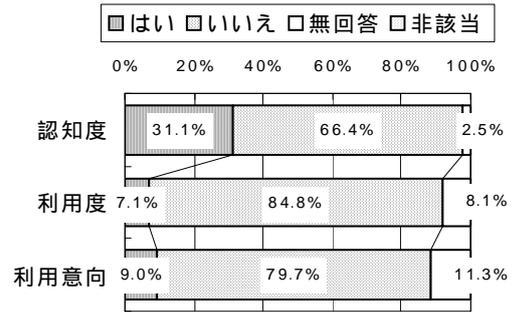


図 - 少年育成センター

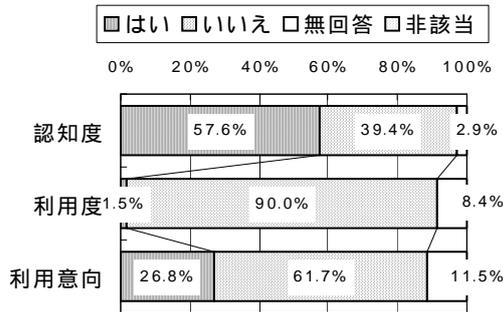


図 - 子育てサークルや公民館活動等身近な地域における親子のつどいの場

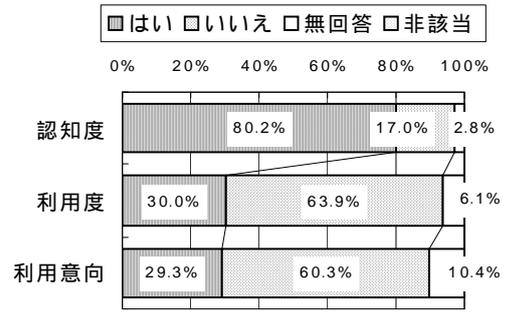


図 - 子育て支援センター

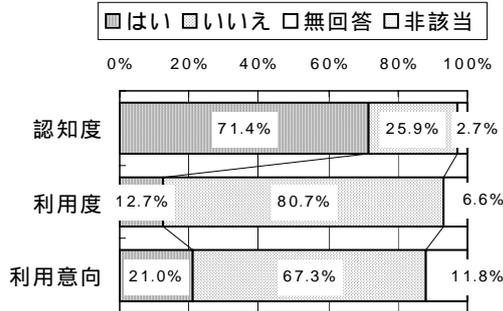


図 - 児童文化センター

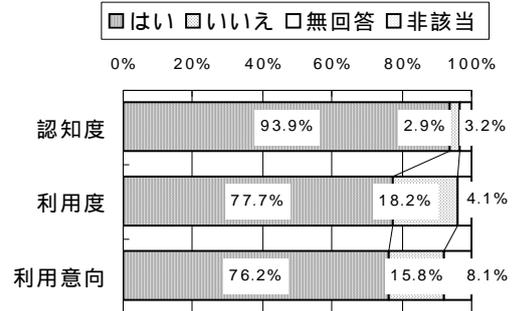


図 - ファミリー・サポート・センター

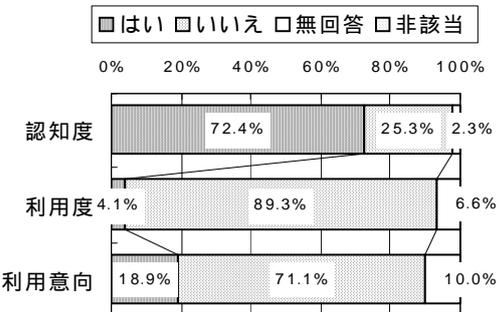
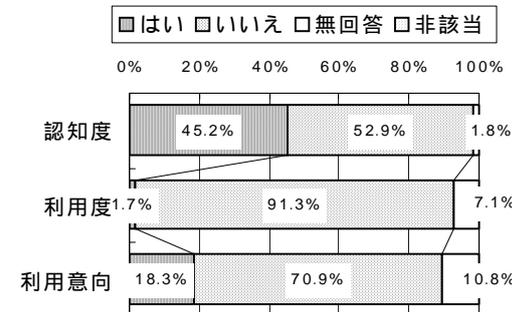


図 - 市役所児童家庭課（家庭児童相談室）での子育て相談



子育て中の気持ちについて

イライラして切れる気持ちになったことがある親が 54.9% (728 件)、実際に切れたときは、728 件中 210 件 (28.8%) の人が「子ども」に当たっている。

子育て中の気持ちについては、イライラして切れるような気持ちになったことが「ある」と回答した方が 54.9%あり、「ある」方のうち、実際に切れてしまった時に「人に当たった」という方が 42.9%みられた。

人に当たった方のうち、「子ども」に当たった方が 67.3%(切れるような気持ちになったことがある人のうち 28.8%) を占め、次に「配偶者」が 13.2%、「子どもを含む家族」が 9.6%となっており、約 7 割の方は子どもに当たっている状況にある。

表 - イライラして切れるような気持ちになったことはありますか

ある	ない	無回答	合計
728	585	13	1,326
54.9 %	44.1 %	1.0 %	100.0 %

表 - 切れてしまった時どのようにしましたか (複数回答あり)

人に当たった	なにもしない	物に当たった	その他	無回答	回答者数
312	150	130	169	49	728
42.9 %	20.6 %	17.9 %	23.2 %	6.7 %	

表 - 人に当たった時、誰に当たったか

子ども	配偶者	子ども、 家族等	家族	友人等	その他	無回答	合計
210	41	30	11	5	2	13	312
67.3%	13.2%	9.6%	3.5%	1.6%	0.6%	4.2%	100.0%

子育てで、日常悩んでいること、気になること

日常の悩みは「子どもの教育に関すること」「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」が上位

子育てで日常悩んでいることについては、「子どもの教育に関すること」が 35.4%で最も多く、次いで「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」が 28.5%、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が 25.6%となっている。

表 - 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか
(複数回答あり)

子どもの教育に関すること	友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること	子どもとの時間を十分にとれないこと	病気や発育・発達に関すること	仕事や自分のやりたいことができないこと	食事や栄養に関すること	子どもとの接し方に自信が持てないこと	子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと	配偶者・パートナーと子育てに関して意見が合わないこと	
469	378	339	258	246	223	188	155	104	
35.4 %	28.5 %	25.6 %	19.5 %	18.6 %	16.8 %	14.2 %	11.7 %	7.8 %	
配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場等まわりの見る目が気になること	登園拒否、不登校等の問題について	育児の方法がよくわからないこと	話し相手や相談相手がないこと	地域の子育て支援サービスの内容や利用・申込み方法がわからないこと	その他	特になし	無回答	回答者数
59	55	53	45	38	22	52	227	47	1,326
4.4 %	4.1 %	4.0 %	3.4 %	2.9 %	1.7 %	3.9 %	17.1 %	3.5 %	

家族について

子育てをしている方と家族とのかかわりについて、「助けになる」「満足している」との回答が多い一方で、感情的な気持ちには約5割が「ほとんど応えてくれない」と回答

主に子育てをしている方と家族とのかかわりについては、困ったときに「いつも助けになる」が54.4%、「時々助けになる」が38.2%で、合わせると92.6%の方が「助けになっている」と感じている。

また、話し合いや助け合いについては、「時々満足している」が45.0%、「いつも満足している」が36.3%、合わせると81.3%の方が「満足している」と感じている状況にある。

しかし、感情に答えてくれているかについては、「ほとんど応えてくれない」が45.9%で最も多く、「いつも応えてくれる」、「時々応えてくれる」を合わせても、52.4%にとどまっている。

表 - 何か困ったとき、家族はあなたの助けになりますか

いつも助けになる	時々助けになる	ほとんど助けにならない	無回答	合計
721	507	83	15	1,326
54.4 %	38.2 %	6.3 %	1.1 %	100.0 %

表 - あなたは家族と話し合ったり、苦勞を分け合うことに満足していますか

時々満足している	いつも満足している	ほとんど満足していない	無回答	合計
596	481	230	19	1,326
45.0 %	36.3 %	17.3 %	1.4 %	100.0 %

表 - あなたの感情（例：怒り、寂しさ、愛等）に家族は応えてくれますか

ほとんど応えて くれない	いつも応えてく れる	時々応えてくれ る	無回答	合計
609	472	222	23	1,326
45.9 %	35.6 %	16.8 %	1.7 %	100.0 %

家族の育児について

9割以上の家庭で、家族と子どもの成長を喜び、成長について話し合う機会がある。

育児に関する家族のかかわりについては、家族の方がお子さんの成長について喜ばれることが「ある」という方が52.4%「よくある」という方が33.0%となっており、「時々ある」も合わせると94.6%の家庭で、「喜ばれることがある」と回答している。

家族で子どもの成長について話す機会については、「ある」が45.8%、「よくある」が31.3%、「時々ある」が16.4%、これらを合わせると93.5%の家庭で「成長について話す機会がある」と回答している。

また、家庭内に家事、育児の苦勞話を聞いてくださる方がありますかという問いについては、「ある」が68.6%で、話を聞いてもらうとスッキリしますかについては、「スッキリする」が32.0%で最も多く、「時々スッキリする」27.2%、「非常にスッキリする」の5.7%を合わせると、64.9%の方が「スッキリする」と回答している。

表 - ご家族の方は、お子さんの成長について喜ばれることがありますか

ある	よくある	時々ある	ない	めったにない	無回答	合計
695	437	122	36	23	13	1,326
52.4 %	33.0 %	9.2 %	2.7 %	1.7 %	1.0 %	100.0 %

表 - お子さんの成長について家族でお話されることがありますか

ある	よくある	時々ある	めったにない	ない	無回答	合計
607	415	217	50	27	10	1,326
45.8 %	31.3 %	16.4 %	3.8 %	2.0 %	0.7 %	100.0 %

表 - 家庭内に家事、育児の苦勞話を聞いてくださる方がありますか

ある	ない	無回答	合計
910	330	86	1,326
68.6 %	24.9 %	6.5 %	100.0 %

表 - 「ある」とお答えになった方は、話を聞いてもらうと、スッキリしますか

スッキリす る	時々スッキ リする	めったにスッ キリしない	非常にスッ キリする	しない	無回答	合計
424	361	86	76	36	343	1,326
32.0 %	27.2 %	6.5 %	5.7 %	2.7 %	25.9 %	100.0 %

子どもの安全対策について

約9割で「かかりつけの小児科を持っている」が、急病時には約2割の方が「診てくれる医療機関が見つからず困ったことがある」。タバコを子どもの手の届く場所に置いている家庭が27.0%。子どもの前で喫煙する家庭が33.2%

かかりつけの小児科医の有無については、「はい(いる)」という方が89.3%となっている。急病時にすぐに診てくれる医療機関が見つからず困ったことがあるかという問いについては、「困ったことはない」が76.5%で、「困ったことがある」方が22.1%となっている。

風呂場の浴槽に水をためたままにしないように注意していますかについては、56.9%が「はい(ためたままにしない)」と回答しているが、42.0%は「いいえ」と回答しており、風呂場での事故が懸念される。

家族の喫煙については、タバコや灰皿の保管場所は、「手の届かないところにおいている」という方は69.2%で、逆に27.0%の方は「手の届く所に置いている」と回答している。また、子ども前での喫煙については、「吸わないようにしている」という方は27.7%にとどまっており、就学前児童を持つ親の42.7%を大きく下回っている。

表 - かかりつけの小児科医師はいますか

はい	何ともいえない	いいえ	無回答	合計
1,184	68	62	12	1,326
89.3 %	5.1 %	4.7 %	0.9 %	100.0 %

表 - お子さんが高熱を出す等の急病の場合、すぐに診てくれる医療機関が見つからず困ったことがありますか

困ったことがある	困ったことはない	無回答	合計
293	1,014	19	1,326
22.1 %	76.5 %	1.4 %	100.0 %

表 - 浴槽に水をためたままにしないように注意していますか

はい	いいえ	無回答	合計
754	557	15	1,326
56.9 %	42.0 %	1.1 %	100.0 %

表 - タバコや灰皿は、いつも手の届かないところに置いていますか

はい	いいえ	無回答	合計
918	358	50	1,326
69.2 %	27.0 %	3.8 %	100.0 %

表 - ご家族は、お子さんの前でタバコを吸わないようにしていますか

タバコは吸わない	いいえ	はい	無回答	合計
505	440	367	14	1,326
38.1 %	33.2 %	27.7 %	1.0 %	100.0 %

放課後児童クラブについて

「利用時間の延長」、「利用できる学年の延長」を望む声が多い。

放課後児童クラブ（なかよし学級）を利用している方の、放課後児童クラブに対する希望をみると、「利用時間を延長してほしい」が3.8%で最も多く、次いで「利用できる学年を延長してほしい」が3.3%、「土曜日も開いてほしい」が3.2%となっている。

表 - 放課後児童クラブに対してどのように感じていますか（複数回答あり）

利用時間を延長してほしい	利用できる学年を延長してほしい	土曜日も開いてほしい	現在のままでよい	日曜日・祝日も開いてほしい	
51	44	42	16	10	
3.8 %	3.3 %	3.2 %	1.2 %	0.8 %	
施設設備を改善してほしい	指導内容を工夫してほしい	その他	無回答	回答者数	
9	8	21	1,217		
0.7 %	0.6 %	1.6 %	91.8 %		1,326

家の近くの遊び場について

「雨の日に遊べる場所がない」、「思い切り遊ぶための十分な広さがない」が上位

家の近くの遊び場については、最も多いのが「雨の日に遊べる場所がない」で58.6%、次いで「思い切り遊ぶための十分な広さがない」が30.3%、「近くに遊び場がない」が26.9%となっている。

表 - 家の近くの子どもの遊び場について、日頃感じていることがありますか（複数回答あり）

近くに遊び場がない	雨の日に遊べる場所がない	思い切り遊ぶための十分な広さがない	遊び場周辺の道路が危険である	遊具等の種類が充実していない	いつも閑散として寂しい感じがする	遊び場に行っても子どもと同じ年ぐらゐの遊び仲間がない	
357	777	402	317	252	124	117	
26.9 %	58.6 %	30.3 %	23.9 %	19.0 %	9.4 %	8.8 %	
遊具等の設備が古くて危険である	遊び場やその周辺の環境が悪くて、安心して遊べない	不衛生である	緑等の自然が少ない	その他	特に感じることはない	無回答	回答者数
90	80	70	48	58	166	51	
6.8 %	6.0 %	5.3 %	3.6 %	4.4 %	12.5 %	3.8 %	1,326

第4章 子育て環境をめぐる問題・課題

平成16年度に実施したニーズ調査結果や既存の母子保健計画・児童育成計画等を基に、子育て環境における問題・課題を整理する。

1. 地域における子育て支援

(1) 子育て支援センターの充実

児童育成計画策定時(平成15年度)に実施したアンケート調査結果でも、子育ての不安や悩みを抱えている家庭が増えており、身近なところで気軽に相談したり、必要な情報が得られたりする場が求められる。

今後も、子育て支援センター・子育てひろばを子育て支援の核として位置付け、保育所、幼稚園、健康対策課、主任児童委員、地域組織活動、子育てサークル、家庭児童相談室等との連携を十分に図り、家庭に引きこもる子育て家庭がないよう、地域の環境づくりを進めていく必要がある。

また、地域の保育資源の状況を把握し、地域にあった適切な情報の提供が求められている。

(2) 情報・相談体制の充実

子育てはまずは家庭に義務があり、子育てを通じて親も一緒に成長でき、子どもの発育の面からも親が主体的に取り組むことが重要といわれている。

しかし、核家族化が進む中で乳幼児とふれあう機会が少ない環境で育ち、初めて親になる人にとっては、子育てがどんなものかわからないことや、精神面・運動面において気になる児童への対応に迷う等、様々な子育て不安が見受けられる。

また、児童育成計画策定時(平成15年度)に実施したアンケート調査結果でも、「子育ての不安や悩みを相談するところがない」、「身近な人に相談することが出来ず困っている」という意見がみられる。

したがって、身近なところで適切な情報が容易に入手できるよう情報の量や質、提供方法を充実するとともに、子育てに関する学習の場や機会を充実させていく必要がある。

(3) 保育所等における家庭支援の充実

核家族化や地域社会・近隣との関係の希薄化等により、自宅で子育てをしている中で、保護者の病気や急用等の際に緊急・一時的に保育が必要となるケースが多くなっている。

また、少子化等により、子ども同士がふれあったり、一緒に遊んだりする機会が少なくなっており、子どもの自主性や社会性の形成への影響が懸念されることから、ショートステイ事業や一時保育事業等、より一層の支援が必要となっている。

(4) 経済的支援

児童育成計画策定時(平成15年度)に実施したアンケート調査結果でも、子育て費用の負担感は大きく、保育料負担が大きいと感じている方が70.1%みられ、特に母子世帯にとっては一層大きなものとなっている。

そこで、保育料の軽減や児童手当制度の改正等が求められている。

(5) 地域活動の推進

核家族化や近隣との関係の希薄化等による、家庭内での話し合いや地域との交流機会の減少等により、家庭や地域での子育ての孤立化が進みつつある。

このような中で、心ある市民や団体等による子育て支援活動が行われている。

今後は、これらの活動を支える人材の育成や地域組織活動の充実を図るとともに、子育てに関心のある市民等がボランティア活動に参加しやすい体制を整備し、地域の中で安心して子どもを育てられる支援体制を構築する必要がある。

(6) 多様な保育サービスの提供

親の就労形態の多様化や核家族化が進む中で、保育需要はますます増大・多様化している。

このため、保育所や幼稚園には、多様化する保育需要を踏まえた一層の多機能と効果的・効率的運営が求められており、低年齢児保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、障害児保育の実施等、柔軟に対応できる保育サービスの提供が必要になっている。

また、保育所や幼稚園においては、子どもの健やかな成長に資するため、多様な保育ニーズに対応できる専門的な知識や技術を有する人材の育成と確保が求められている。

(7) 放課後児童健全育成事業の推進

米子市では、保護者が仕事等により昼間に家庭にいない小学校低学年の子どもを預かる放課後児童健全育成事業(なかよし学級)を18施設(16小学校、2児童館)で実施している。

しかしながら、多様化する保育ニーズに対応するため、未設置小学校における放課後児童健全育成事業(なかよし学級)の開設、既設置施設の開設時間の延長や指導体制の充実等の事業運営、保育環境の改善、支援等が求められている。

(8) ファミリー・サポート・センターの整備

米子市には、保護者の急な残業や病気のと き等に対応するため、ファミリー・サポート・センターを設置しているが、ニーズ調査をみると、就学前児童を持つ家庭での利用度が4.6%、利用意向が32.3%、小学生を持つ家庭では利用度が4.1%、今後の利用意向が18.9%と、認知度は高いものの利用度や利用意向が低い ため、引き続きファミリー・サポート・センターの周知を図るとともに、利用しやすい方法を検討する必要がある。

2. 母子の健康の確保及び増進

生活環境やライフスタイルが変化する中で、子どもが心身ともに健やかに育つためには、母子保健医療体制を充実し、病気の予防と早期発見・治療を図るとともに、母子の健康づくりを積極的に進めていくことが求められる。

ニーズ調査においても、日常の悩みとして「食事や栄養に関すること」、「病気や発育・発達に関すること」が上位にあげられている。

したがって、乳幼児期から、子どもの発達段階に応じ一貫して適切な健康づくりを行うとともに、障害等を早期に発見し、適切な療育が行われるよう、健康診査内容の充実や受診の徹底、総合的な療育体制の確立が求められている。

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

少子化等により、子ども同士のふれあいや、異年齢児童と一緒に遊ぶ機会が減少しており、また、外遊びが減少し、少人数による屋内遊びが増加する等、子どもの遊び方が変わってきている。

ニーズ調査においても、家の近くの遊び場について「雨の日に遊べる公園が少ない」、「近くに公園が少ない」、「思い切り遊ぶための十分な広さがない」という回答が多くみられた。

また、児童育成計画策定時（平成15年度）に実施したアンケート調査結果でも、「雨の日でも遊べる室内施設」、「ボール遊びが出来る広場」が多く望まれており、子どもの遊び場が求められている。

このように、子どもが様々な人とふれあい、より多くの体験ができる場所の整備が望まれている。

また、親が子育てに不安や悩みを持つ中、子育てに喜びを見だし、子育てを通じて親も成長できるように、子育て家庭への支援を行うとともに、子どもが道徳心や生きる力を身に付けられるよう、家庭でのしつけや教育、学校教育や社会教育等、生涯において学び続けていくことのできる一貫した環境の構築が求められている。

4. 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅の確保

子育てを担う若者世代を中心に、子育て費用に対する負担感を軽減させる意味でも、良質で低廉な住宅の確保が求められている。

そのため、公的な賃貸住宅の供給促進や母子世帯等の優先入居制度の活用や子育て世帯に対する入居の際の優遇措置の検討等も求められている。

また、シックハウス対策等、一般住宅においても子ども・人にやさしい住宅の供給を促進し、安全で安心して子育てができる、良質な住宅の確保が必要である。

(2) 安全・安心まちづくりの推進

全国的に少子高齢化の進行が地域の大きな課題となっている中で、安全な道路や公園の整備など、子育てしやすい住環境づくりや基盤整備を図り、安全・安心のまちづくりに取組み、若者が子どもを生み・育てやすいと感じる地域づくりが必要である。

5. 職業生活と家庭生活との両立支援

(1) 就労環境の改善に向けた支援

仕事と子育てが両立できるようにするために、保育サービスの充実に加えて、育児・介護休暇制度、子どもの看護のための休暇制度や労働時間の短縮等、就業環境の改善が求められている。

育児休業については、制度が改善されたものの、全国的にみても、男性の育児休業の取得者が少なく、制度を利用しやすい職場づくりや意識啓発が必要である。

また、一度、子育てのために仕事を辞めたが、再度、働きたいという方への再就職に向けた支援策が求められている。

(2) 仕事と子育ての両立を支援する保育環境の確保

女性の社会進出や仕事と家庭の両立を図るため、保育所への入所児童数、入所希望者数は年々増加傾向にある。

これに対し、保育所の新設や定員枠の拡大等、弾力的運用により対応してきたが、待機児童の解消と保育の質を確保するために、計画的な保育所の整備を進めていく必要がある。

また、認可外保育施設による保育サービスが行われており、柔軟な運営のもとで多様な保育サービスが提供されているものの、これらの施設を利用する子どもにとって、さらに好ましい保育環境の確保が望まれている。

6. 子どもの安全の確保

(1) 子どもの事故防止

子どもを交通事故から守るために、警察、保育所、幼稚園、学校、関係団体等との連携を強化し、交通事故防止対策の推進が求められている。

また、チャイルドシートの使用についても、ニーズ調査をみると、「時々しないこともある」という方が約3割、「使用していない」という方が約1割あり、事故防止の推進のために、正しい使用の指導・徹底を図る必要がある。

(2) 子どもを犯罪等から守る

子どもを様々な犯罪から守るために、住民の自主防犯活動の促進、犯罪等に関する情報提供、関係機関・団体との連携の強化と情報交換、学校周辺や通学路におけるPTA、学校関係者、ボランティア等による防犯パトロール活動の実施等、様々な対策の展開が

求められている。

7. 支援を必要とする子どもへの対応等きめ細かな取組みの推進

(1) 子どもの利益の尊重

子どもの健全な育成には、子どもを保護の対象としてだけでなく、権利の主体として認め、子どもにとっての最善の利益を考えていくことが大切である。

深刻ないじめや保護者等による虐待等、子どもの人権にかかわる問題が増える傾向にあり、子どもを育てる力を向上させていく必要がある。

また、犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの精神的立ち直りを支援するために、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関との連携による、きめ細かな対応策の展開が必要である。

(2) 児童虐待防止対策の推進

児童虐待とは、身体的虐待（体を叩く等の暴力等、肉体的な苦痛を与える行為）、性的虐待（性的暴力、子どもの性的人権の侵害等）、ネグレクト（養育放棄等）、心理的虐待（言葉の暴力、心理的に傷を与える言動等）をいい、保護者が子育てで疲れやストレス等や経済的問題、家族・子どもの健康問題、家族関係、地域からの孤立等様々な要因が重なり合ったとき、虐待が起きるといわれている。

ニーズ調査においても、イライラして切れたときに「人に当たった」方が43.0%、人に当たった方の内56.5%が「子ども」に当たったと回答している。また、児童育成計画策定時（平成15年度）に実施したアンケート調査結果でも、「虐待したことがある」又は「あったかもしれない」と回答した方が、身体的虐待では20.9%、心理的虐待で31.7%みられており、気付いていないケースも含めると、もっと多くの虐待が潜んでいる可能性もある。

このことから、どこの家庭でも児童虐待は起こりうる問題として、その対策に取り組む必要があり、家庭児童相談室等にも虐待に関する相談や情報が数多く寄せられていることから、子育ての不安感や悩みを受け止めて家庭を温かく支援していくことが求められている。

(3) 障害児への支援

すべての子どもは平等である。障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・早期治療、療育相談の推進が求められている。

また、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、各施策の円滑な連携が必要である。

第5章 次世代育成支援地域行動計画

1. 基本理念

安心して子どもを産み育てられ、
子どもがいきいきと個性豊かに育つまちの実現

子育ては、父母、その他の保護者が第一義的責任を持つという基本認識の下に、家庭その他の場において子育ての意義が十分理解され、子育ての喜びを実感できるような地域社会を形成していかなければならない。また、子どもは一人ひとりがそれぞれ異なる個性を持っており、無限の可能性を秘めている。

したがって、安心して子どもを産み育てることができる環境、子育てを通じて親も子どもとともに成長していける環境づくりを目指し、子どもたちが大人になったときに、生まれ育った米子市で子どもを産み、育てたいと思えるまちの実現を目指す。

さらに、すべての子どもが家庭や地域で生まれ、子どもの人格や権利が尊重され、子どもの心身の発達に応じた適切な養育のもと、思う存分遊んだり、学んだりできる環境をつくり、子どもたちの個性や可能性を無限に伸ばしていくことができるまちの実現を目指す。

そのため、男女共同参画社会の形成を促進し、米子市の充実した医療環境や保育サービス、集積する都市機能、豊富な自然環境等、良好な生活環境を活かし、『安心して子どもを産み育てられ、子どもがいきいきと個性豊かに育つまちの実現』を目指すことを基本理念として掲げる。

2. 基本目標

(1) 地域における子育て支援

これまでに蓄積された子育て支援のための資源の効率的活用や新たに提唱されている就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の導入を検討しつつ、子育て支援サービスの充実、保育サービスの充実、子育て支援サークルの充実、地域の高齢者の参画を得た世代間交流を推進し、地域の子育て環境を支援する。

(2) 母子の健康の確保及び増進

米子市の充実した医療環境を活かし、親子ともに健康な子育て環境を目指し、子どもや母親の健康の確保、小児医療の充実、食育の推進、思春期対策の充実を図る。

(3) 教育環境の整備

次代の親の育成、生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進をし、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境づくり、高齢者や地域の人々と交流することで自ら学ぶ環境づくりを目指す。

(4) 生活環境の整備

良好な住宅・居住環境の確保、安心して外出できる環境の整備等、安全・安心なまちづくりを推進し、若者が子育てしやすい環境や若者の定住を促進するための生活環境の整備を促進する。

(5) 職業生活と家庭生活との両立支援

企業の意識啓発、地域の子育て支援、保育サービスの充実等により、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しを推進し、仕事と子育ての両立を支援する。

(6) 子どもの安全の確保

子どもの交通安全を確保するための活動の推進、子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進、地域における人々の交流により、地域で子どもの安全を確保していく社会を目指す。

(7) 支援を必要とする子ども等への取組みの推進

支援を必要とする子どもや家庭に対し、児童虐待予防・防止対策、ひとり親家庭の自立支援、障害児施策の充実等により、適切な支援を図るとともに、きめ細かな取組みを推進する。

また、支援を必要とする子どもを地域全体で見守り、すべての子どもが安心して生活できる社会を目指す。

3. 基本施策

基本目標を受けて、基本施策を以下のように位置付ける。

図 - 施策の体系



(1) 地域における子育て支援

地域における子育て支援サービスの充実

すべての家庭における子育てを支援するため、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図る。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	備考
子育て支援センターの充実	地域における子育て支援の拠点として、支援センター・子育てひろばの充実を図る。	児童家庭課
保育所の一時保育の充実	保護者の断続的な就労、病気や育児疲れの解消等の私的な理由で、子どもの保育ができないときの緊急・一時的な保育の推進・拡充を図る。	児童家庭課 目標事業量 5か所 6か所
ショートステイ事業	保護者の病気や出産、冠婚葬祭、事故、出張等で数日間にわたって、子どもの保育ができないとき、宿泊も含めた子どもの保育を実施する。 また、里親制度のショートステイの活用も図る。	児童家庭課 目標事業量 2か所 2か所 (1日当たり) 1人 2人
トワイライトステイ事業	保護者の恒常的な残業等の理由により、児童養護施設や乳児院等で子どもを預かる事業を、施設の受入れ可能な範囲で実施する。	児童家庭課
児童館事業	円滑な運営を行い、放課後児童や乳幼児に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることに努める。	児童家庭課
遊び場の確保	安全かつ安心して遊べる公園、児童遊園地等の整備充実に努めるとともに、雨の日に遊ぶことができる施設については、既存の公共施設等の活用を検討する等、友達との結びつきができる遊び場の確保に努める。	児童家庭課、都市整備課、体育課、生涯学習課
多様な交流と体験活動の推進	乳幼児、小学生、中学生、高校生、高齢者、障害者等、様々な人たちと交流事業や自然や文化とふれあう体験活動の推進を図る。 また、親子、地域のボランティアや高齢者等が参加できる様々な体験のできる機会を提供していく。	児童家庭課、生涯学習課、環境政策課、長寿社会課、福祉課
子ども地域活動支援事業	地域における子どもたちの体験活動等の機会の充実を図るため、地域住民が指導者となって、子どもたちの地域活動を総合的に支援する。	生涯学習課
ファミリー・サポート・センターの整備・充実	ファミリー・サポート・センターの整備と円滑な運営を実施する。 また、会員に対する講習会を充実し、資質の向上に努める。	商工課 目標事業量 1か所 1か所

保育サービスの充実

子どもの幸せを第一に考えるとともに、子育て家庭の多様なニーズに柔軟に対応できるように、各保育所、幼稚園等が連携して多様な保育サービスを提供するとともに、保育従事者の育成・確保を図る。

また、保育サービスの質の向上を図るため、これまでに蓄積された子育て支援のための資源の効率的活用や総合施設の導入を検討しつつ、積極的な情報提供と、サービスを評価する仕組みの導入を図るとともに、保育所、幼稚園等の効率的な運営を目指す。

さらに、保育所の待機児童を解消するため、既存保育所等の施設能力の活用・整備を図るとともに、認可外保育施設の指導及び支援に努める。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	備考
延長保育の推進	保護者の就業時間に柔軟に対応できるよう保育時間の延長に努める。	児童家庭課 目標事業量 21 か所 23 か所 (1日当り) 200人 756人
休日保育の推進	就労等で日曜日・祝祭日に保育を必要とする乳幼児に対して保育サービスを行うため、休日保育の充実に努める。	児童家庭課 目標事業量 3 か所 4 か所
病児・病後児保育の推進	病中及び病気回復期にあつて、保護者の勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な児童に対し実施する病児・病後児保育の充実に努める。	児童家庭課 目標事業量 (施設型) 1 か所 2 か所 (1日当り) 6人 10人
保育施設機能の充実と効率化の推進	多様化する保育ニーズに対応した保育施設機能の充実を図るとともに、保育所、幼稚園等の運営の効率化に努める。	児童家庭課、学校教育課
認可外保育施設への支援	県との協力のもと、認可外保育施設への指導を行なうとともに、児童の処遇向上のための支援を図る。	児童家庭課
障害児保育の推進	障害児の処遇向上を図るため、集団保育が可能で、保育サービスを必要としている障害児の受け入れを推進する。	児童家庭課
マンパワーの確保と育成	保育の質の向上と多様な保育サービスに対応できる保育士等の保育従事者を育成するため、保育士等保育従事者の確保に努めるとともに、専門的知識や技術を習得できる研修体制の充実に努める。	児童家庭課、学校教育課
苦情解決第三者委員の設置	児童福祉施設に対する苦情解決について第三者委員を置き、適切な対応に努める。	児童家庭課、学校教育課
児童福祉サービス第三者評価機関の導入	児童福祉における福祉サービスについて、公正で中立な第三者機関が専門的で客観的な立場からの評価を行う。	児童家庭課、学校教育課
保育料の軽減	保育所、幼稚園における保育料負担の軽減及び第3子以降の保育料の軽減に努める。	児童家庭課、学校教育課

子育て支援サークル等の充実

地域の子育てサービスの質の向上を図るため、子育てサークル等の支援や人材育成に努め、子どもたちが地域社会の一員としていきいきと育つ環境づくりを推進し、地域の中で安心して子育てができるように、子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービスを提供する。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	備考
子育てサークルの育成・支援	地域の子どもや保護者等の交流促進のため、子育て支援センター・子育てひろばを中心に、子育てサークルの充実に向けた相談・助言を行い、各種事業活動を支援する。	児童家庭課
地域組織活動等の育成・支援	講習会等の実施や活動場所での交流を通じて、子育て家庭の支援のための、地域組織活動を育成・支援する。	児童家庭課
保育所・幼稚園の地域活動事業の推進	保育所・幼稚園における小学生、中学生、高校生、高齢者、障害者等との交流や老人福祉施設への訪問等の世代間交流、また、地域の自然や文化にふれる機会等、地域活動の推進を図る。	児童家庭課、学校教育課
子育て支援に係る人材育成	地域で子育て家庭を支援する人材の育成を図るため、関係機関と連携し、子育て支援に関する講習会の実施に努める。	児童家庭課
地域の保育資源の情報提供の充実	地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て家庭に対し、子育てマップ等の広報誌やホームページ、地域メディア等を積極的に活用し、様々な保育サービスに関する適切な情報を提供する。	児童家庭課、健康対策課、生涯学習課、保険課、都市整備課、学校教育課

(2) 母子の健康の確保及び増進

子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて、子どもや母親の健康が確保されるように、健康診査や訪問指導、保健指導等の充実を図る。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	備考
健康診査等の充実	妊婦一般健康診査やマタニティー応援教室、マタニティー相談を実施する。 乳幼児に対する健康診査を実施し、乳幼児の発育状況や保護者の育児不安に対する相談、指導を行うとともに、発達障害等の早期発見・早期治療を図るため、医療機関や関係機関等と連携し、健診内容の充実を図る。また、未受診者に対する受診勧奨や実態把握を行う。	健康対策課

事業名・施策	事業概要	備考
予防接種の実施	定期の予防接種を円滑に受けられる環境を確保するとともに、伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延の予防を図る。	健康対策課
産後ヘルプサービス事業	核家族等で身の回りのことや家事・育児が困難な産褥婦に対して、ヘルパー派遣を実施する。特に多胎児出産の場合、実施対象期間を配慮する。	児童家庭課
育児不安等についての相談支援	子育て家庭の保護者や子どもに対する相談支援を行うとともに、各種子育て情報の提供をする。	児童家庭課、健康対策課、生涯学習課
子育て講座の開催	タムタムスクール、マタニティー応援教室、離乳食講習会、虐待予防・防止に関する講習会等、親等に対する多様な学習・交流機会を充実する。	児童家庭課、健康対策課、生涯学習課
家庭児童相談室の充実	児童相談所や関係機関等と連携し、虐待のケースに限らず、親、子の不安や悩み等に対する相談体制を充実する。 また、保育所、幼稚園等の関係機関からの相談にも対応できる専門的な相談機能の充実を図る。	児童家庭課
訪問指導・訪問相談の充実	新生児を対象に助産師による赤ちゃん訪問を行うとともに、発達に心配される乳幼児のいる家庭に対して保健師などによる訪問指導や訪問相談を実施する。	健康対策課
育児相談の充実	地域の人材を活用する等、子育て支援の体制づくりを図るとともに、多胎児家庭等育児の負担が大きい家庭や地域で孤立している家庭に対して精神的支援に努める。 また、身近にある保育所や幼稚園で気軽に相談できる体制を整えるとともに、多様な相談内容に応じられるよう資質の向上に努める。	児童家庭課、健康対策課、学校教育課
療育相談の充実	保健、医療、福祉、教育の連携を強化し、療育の推進に努める。	児童家庭課、健康対策課、福祉課、学校教育課、保険課
不妊治療への支援	不妊治療を必要としている家庭等への支援を図るため、鳥取県特定不妊治療費助成交付金事業（体外受精及び顕微授精に要する経費の一部を助成）等の周知を図る。	健康対策課、保険課、児童家庭課
虫歯予防の推進	成長段階における歯科検診等を実施し、虫歯予防を推進する。	健康対策課

小児医療の充実

小児医療機関が充実する米子市においても、子どもを安心して生み、育てることができるよう、さらなる小児医療の充実・確保に努める。

また、小児医療機関に関する積極的な情報を提供することにより、安心して子どもを生み、育てることができるという安心感を持ってもらうよう努める。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	備考
特別医療費制度の充実	小児、ひとり親家庭及びぜんそく等の特定疾病に係る医療費制度の充実に努める。	保険課
急患診療所運営	夜間・休日における内科・小児科の診療を西部医師会に委託し実施する。 また、急患診療所の存在が広く認知されていないため、その周知を図る。	健康対策課
小児救急の充実	小児救急に対応するため西部地区の病院で病院群輪番制を実施する。	健康対策課
休日歯科診療所運営	休日等における歯科診療を西部歯科医師会に委託して実施する。	健康対策課
かかりつけ医の推奨	子どもの健康管理の相談ができ、安心して子育てができる環境づくりの一環として、かかりつけ医を持つことの普及、啓発を行う。	保険課、健康対策課
学校等における健康診断の実施	学校、保育所、幼稚園における健康診断を実施し、疾病等の早期発見・早期治療の指導・助言を行い、乳幼児・児童・生徒の健康の保持増進に努める。	児童家庭課、学校教育課

食育の推進

朝食を食べない等、食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の問題が生じていることから、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を行い、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家庭関係づくりによる心身の健全育成を図る。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	備考
子育て講座の開催(再掲)	タムタムスクール、マタニティー応援教室、離乳食講習会等の食に関する学習機会や情報提供に努める。	児童家庭課、健康対策課、生涯学習課
各種教室等講習会の充実	母と子の料理教室、マタニティー応援教室、幼児学級等の「食育」に関する講習会等を実施するとともに、参加の促進と内容の充実を図る。	健康対策課
学校における食に関する指導の充実	学校栄養職員を中心に児童生徒への食に関する指導を充実する。	学校給食課、学校教育課
スローフード運動の推進	ファーストフード等に慣れ、失いかけている感性を再発見するために、スローフード運動の推進等、味覚教育の推進を図るとともに、食生活が心身に与える影響についての学習を推進する。	市民参画課、健康対策課、児童家庭課、学校給食課、学校教育課、生涯学習課
規則正しい生活習慣の推進	正しい食習慣の確立と食事の大切さについての啓発等を推進し、生活習慣病の予防を図るとともに、規則正しい生活習慣の推進を図る。	市民参画課、健康対策課、児童家庭課、学校給食課、学校教育課、生涯学習課

事業名・施策	事業概要	備考
地産地消の推進	家庭の食事や保育所・学校における給食等に地元の食材の活用を図り、地域経済の活性化を促進するとともに、児童の健康増進を図るため、食生活の正しい理解や望ましい習慣を身につけるよう食育を推進する。	市民参画課、健康対策課、児童家庭課、学校給食課、学校教育課、生涯学習課、農政課、水産振興室、商工課

思春期保健対策の充実

思春期における人工妊娠中絶、性感染症にかかる率の増加等、思春期における性の問題に対応するため、性に関する健全な意識を持ち、性感染症やその予防等に関する正しい知識の普及を図る。

また、喫煙や薬物等の使用に関する教育、学童期・思春期における心の問題に対して、専門家の確保や地域での相談体制の充実に努める。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	備考
性感染症予防対策の推進	学校や街頭においての指導、広報等によって、性感染症及びその予防に関する正しい知識の普及啓発を図る。	健康対策課、学校教育課、生涯学習課、保険課
飲酒・喫煙防止対策の推進	保健所、酒類販売団体、タバコ販売団体等と連携し、学校や街頭での指導、広報等により未成年の飲酒、喫煙の防止を図る。	健康対策課、学校教育課、生涯学習課
「売らない買わない運動」の推進	学校や地域等と連携し、児童生徒及びタバコ販売業者に対する「売らない買わない運動」を推進する。	市民参画課、健康対策課、学校教育課、児童家庭課
学校における性教育の充実	児童生徒の発達段階に応じた、性に関する学習を充実する。	学校教育課
学校における喫煙防止教室、非行防止教室の推進	発達段階に応じた、喫煙や薬物等の危険性に関する学習を充実する。	学校教育課
学校における教育相談体制の充実	スクールカウンセラー等の活用を図りながら、相談室を設置するなどして、教育相談、環境の充実を図る。	学校教育課
相談事業の周知	「心の健康相談」、「命のダイヤル 110番」事業等、フリーダイヤルによるカウンセリングを推進するため、相談事業について広く周知するための広報を行う。	学校教育課

(3) 教育環境の整備

次代の親の育成

次代の父親、母親を育成するために、家族が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義に関して、各分野が連携を図り、教育、広報及び啓発に努める。

特に、中高生等の思春期において、子どもを生き育てることの意味を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育所、幼稚園、児童館等の場を活用し、小学生、中学

生、高校生等との交流を推進し、乳幼児とふれあう機会を広げ、子どもの心身の健やかな成長に資するための取組みを推進する。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	備考
乳幼児とふれあう体験学習の充実	中学校の総合的な学習等の機会を利用し、保育所や幼稚園の園児とのふれあう体験活動を充実する。	学校教育課
保育所・幼稚園の地域活動事業の推進（再掲）	保育所・幼稚園における小学生、中学生、高校生、高齢者、障害者等との交流や老人福祉施設への訪問等の世代間交流、また、地域の自然や文化にふれる機会等、地域活動の推進を図る。	児童家庭課、学校教育課

学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが、いきいきと個性豊かに生きる力を伸ばすことができるように、学校の教育環境等の整備に努める。

このため、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな身体の育成、信頼される学校づくり等を推進する。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	備考
学校施設の充実	児童生徒が、いきいきと楽しく学べる学校づくりを目指し、義務教育施設の整備の充実を図る。	庶務課、学校教育課
基礎・基本の確実な定着	小・中学校において、基礎・基本を確実に定着させ、一人ひとりの能力と適正を生かす教育の推進を図るため、少人数指導等の指導方法の工夫改善を行う。	学校教育課
豊かな人間づくり推進事業	児童生徒が様々な体験を通して豊かな心を培うことができるよう「豊かな人間づくり推進事業」を充実する。	学校教育課
教職員研修の充実	研修講座の開催や保育所・幼稚園職員との合同研修を通じて、すべての子どもの人権が尊重される学校づくりを目指す。	学校教育課 人権政策課、児童家庭課
学校行事への参加の推進	学校行事やPTA主催の子育て講座等への父親、母親の参加を推進する。	学校教育課、生涯学習課、市民参画課

家庭や地域の教育力の向上

次代を担う子どもを地域全体で育てるために、学校、家庭、地域の連携のもとに、子どもの発育段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供、自然環境等地域の教育資源を活かした多様な体験活動機会の充実等、家庭や地域における教育力を総合的に高める。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	備考
市民総スポーツ運動推進事業	市民総スポーツ運動推進事業の一環として、発達年齢や興味に応じた少年スポーツ教室、親子で楽しめる体力づくり大会、市スポーツ少年団が主催する交流大会等を実施する。	体育課
こども会等青少年育成団体の活動支援	米子市こども会育成連絡協議会や青少年育成米子市民会議等、子どもの健全育成や非行防止活動を行う団体を支援する。	生涯学習課
多様な体験機会の提供	親子、地域のボランティアや高齢者等が参加できる様々な体験のできる機会を提供する。	生涯学習課、環境政策課
児童文化センターの運営	乳幼児から小学生、中学生、高校生等、様々な世代を対象に、多様な体験学習が図られるよう、各種事業の充実を図る。	生涯学習課
地域における人権教育の推進	研修会の開催や各種団体等が開催する研修会への支援等を通じて、子どもの人権に関する教育の推進を図る。	人権政策課
日本語教室の開催	日本語が不自由な外国出身者の子育て中の母親を対象に、日本語習得の支援を行う。	人権政策課

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

書店やコンビニエンスストア等において、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、DVD、コンピューターソフト等の販売や、テレビやインターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念される。

したがって、関係機関、各種団体、PTA、ボランティア等の地域住民と連携し、関係業界に対する自主規制措置を働きかける等、有害環境対策を推進する。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	備考
有害図書類自動販売機撤廃運動の推進	学校、地域、警察等と連携し、子どもを取り巻く有害環境の実態把握を行うとともに、有害図書類自動販売機撤廃運動を推進する。	生涯学習課、学校教育課、市民参画課、児童家庭課
有害図書類販売自主規制の推進	学校、地域、警察等と連携し、子どもを取り巻く有害環境の実態把握を行うとともに、有害図書類の販売に関して、関係団体・業者に対する自主規制についての働きかけを行う。	生涯学習課、学校教育課、市民参画課、児童家庭課

(4) 生活環境の整備

良質な住宅・居住環境の確保

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりがある住宅を確保できるよう、良質で安全なファミリー世帯向け公営住宅の確保を図る。

また、シックハウス対策の推進等により、居住環境の安全性の確保に努める。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	備考
公営住宅における良質な住宅の供給	既存公営住宅におけるバリアフリー化の推進、老朽化した住宅の更新に努めるとともに、居住環境の安全性に努める。	建築課
公営住宅における子育て世帯への優遇措置制度等の検討	母子世帯等の優先入居制度や子育て世帯に対する入居の際の優遇措置制度等の検討を行う。	建築課

安心して外出できる環境の整備

子どもや子ども連れの親が、安心して外出できるよう、公共施設等におけるバリアフリー化や受動喫煙(室内等において他人のタバコの煙を吸わされること。)の防止対策等を推進し、子育て世帯にやさしい環境の整備に努める。

また、子どもや子ども連れの親等が安全に安心して通行できるよう、道路交通環境の整備を推進する。

さらに、子どもが犯罪等に巻き込まれないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の設備、配置において、犯罪等の予防を考慮するとともに、防犯灯、緊急通報装置等の整備を推進する。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	備考
安全な公園・道路環境の整備の推進	公園や道路等のバリアフリー化を推進するとともに、既存施設等の定期的な点検を実施し、危険箇所等の修繕・補修を行い、安全・安心な公園や道路環境の維持・確保に努める。	都市整備課、土木課、管理課
受動喫煙防止対策の推進	公共施設等における受動喫煙を防止するため、禁煙・分煙の推進に努める。	健康対策課、児童家庭課、学校教育課、生涯学習課、総務課、市民参画課
防犯灯・街路灯の設置の推進	夜間の防犯等のため、防犯灯や街路灯の整備を推進する。	市民参画課、管理課

(5) 職業生活と家庭生活との両立支援

多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

職業生活と家庭生活が両立するためには、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等、働きやすい環境を阻害する慣行や諸要因を解消し、男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、働き方の見直しを行うことが必要であり、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進し、職場における子育て支援意識を醸成し、男女がともに育児休暇・介護休暇等を取得しやすい環境づくりを推進するため、関係団体との連携を図りながら、広報、啓発、研修、情報提供等を積極的に行う。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	備考
男女共同参画社会の形成の推進	男女共同参画社会基本法の理念を実現することを目的として、男女平等な雇用環境の整備及び職業生活と家庭生活の両立を支援する。	市民参画課、商工課
企業・職場における子育て支援意識の啓発	男女がともに、育児休暇・介護休暇等を取得できるよう市民に対して広報誌やポスター・リーフレット等を活用して制度の啓発、普及を図る。 また、関係機関と連携・協力し事業主に対して、男女がともに、育児・介護休暇等を取得しやすい環境づくりに向けた啓発に努める。	商工課
労働条件の向上への啓発	労働時間の短縮やフレックスタイム制、パートタイム勤務、在宅勤務等、子育てしながらも、働きやすい労働条件の向上について、事業所等への啓発に努める。	商工課
父親の育児参加の啓発	父親も対象としたマタニティー応援教室の開催、お父さんのメモリーノートの交付等を行い、父親としての自覚や育児参加について啓発する。	健康対策課

仕事と子育ての両立の推進

多様な働き方に対応した延長保育等の保育制度や放課後児童健全育成事業（なかよし学級）及び地域での相互援助活動等の充実を図り、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを推進する。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	備考
保育制度の充実	多様化する保育ニーズに対応した保育施設機能の充実を図るとともに、延長・休日・病児・病後児保育等の特別保育事業の充実に努める。	児童家庭課、学校教育課

事業名・施策	事業概要	備考
ファミリー・サポート・センターの整備・充実(再掲)	ファミリー・サポート・センターの整備と円滑な運営を実施する。 また、会員に対する講習会を充実し、資質の向上に努める。	商工課 目標事業量 1か所 1か所
放課後児童健全育成事業(なかよし学級)の充実・推進	子どもの健やかな成長に資するため、放課後児童クラブ指導員の研修を推進し、保育内容の充実に努めるとともに、未設置の小学校における放課後児童健全育成事業(なかよし学級)の早期設置を図る。 また、実態に即した効率的運営に努める。	児童家庭課、学校教育課

(6) 子どもの安全の確保

子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故等から守るため、警察、交通安全指導員、保育所、幼稚園、学校、地域等と連携し、交通安全教育を推進するとともに、チャイルドシートの効果や正しい使用方法を周知し、着用率の向上を図る。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	備考
交通安全の推進	保育所、幼稚園、小・中学校における交通安全教育を推進する。	市民参画課、児童家庭課、学校教育課
シートベルト&チャイルドシート着用徹底キャンペーン	シートベルトやチャイルドシートの着用の徹底を図るため、街頭キャンペーンや広報等により周知を図る。	市民参画課

子どもを犯罪等から守るための活動の推進

子どもを犯罪等から守るため、地域住民の防犯意識を向上させ、学校、家庭、地域で連携し、地域ぐるみで子どもを犯罪等から守る社会の形成を推進する。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	備考
校区防犯協議会の活動の推進	各小学校区・地区の防犯協議会を通じ、犯罪の防止と防犯意識の高揚及び活動の推進を図る。	市民参画課
子どもの安全を地域で守る体制づくりの推進	「子ども駆け込み110番」の活用を図るとともに、地域住民、地域ボランティア、学校、PTA等の団体や関係機関等との連携を図り、子どもの安全を地域で守る体制づくりに努める。	生涯学習課、市民参画課、学校教育課、児童家庭課
関係機関・団体との連携	少年育成センター、警察や少年サポートセンターと連携して、子どもの安全の確保のための活動を行う。	生涯学習課

事業名・施策	事業概要	備考
非行防止活動団体等の支援	少年指導委員代表者会や青少年育成米子市民会議など子どもの非行防止活動等を行う団体を支援する。	生涯学習課
学校安全マニュアルの整備	学校における安全管理組織の充実を図り、役割分担、連携体制を明確にするとともに、不審者対策を念頭においた安全管理マニュアルを整備する。	学校教育課

(7) 支援を必要とする子ども等への取組みの推進

児童虐待予防・防止対策の充実

増加する児童虐待に対応するため、児童虐待の相談体制、関係機関の連携体制を充実し、予防と早期発見・早期対応を適切に行うとともに、児童虐待予防と防止対策の充実を図る。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	備考
児童虐待の通告・受付体制の充実	虐待及び虐待が疑われる子どもに関する相談・連絡・通告への速やかな対応に努める。	児童家庭課
相談体制の充実	虐待及び虐待が疑われる家庭への支援を含め、乳幼児健診時や家庭児童相談室、子育て支援センターなどにおける相談体制の充実を図る。	児童家庭課、健康対策課
児童虐待防止ネットワークの充実	虐待予防・防止、早期発見、早期対応を図るため、「児童虐待防止ネットワークよなご」の充実を図る。	児童家庭課、健康対策課、福祉課、学校教育課
虐待予防・防止に関する研修会の実施	児童虐待を未然に防止するため、父親、母親になる人、なった人も含め、広く一般市民に対して、虐待予防・防止に関する研修会を実施する。	児童家庭課、健康対策課

ひとり親家庭の自立支援の推進

米子市では、ひとり親家庭が増加傾向にあることから、子育て費用等の負担軽減、就労支援等を図り、ひとり親家庭への経済的支援や、生活支援に努める。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	備考
ひとり親家庭への支援制度・事業の推進	児童扶養手当制度、医療費助成制度等のひとり親家庭に対する各種助成制度・事業の推進を図るとともに、各種制度等を周知する。 また、県との協力により、母子家庭への就労支援、ヘルパー派遣事業等の実施に努める。	児童家庭課、保険課

事業名・施策	事業概要	備考
母子生活支援施設の充実	母子家庭の社会的自立のため、母子生活支援施設の充実を図る。	児童家庭課
母子相談の充実	母子家庭の自立促進のため、就労支援、各種資金の貸付相談、母子保護等、専門的な相談機能の充実を図る。 さらに、母子生活自立支援施設での相談体制の充実に努める。	児童家庭課
ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭に対する保育料等の負担軽減に努める。 また、経済支援策を検討する。	児童家庭課
公営住宅における子育て世帯への優遇措置制度等の検討（再掲）	母子世帯等の優先入居制度や子育て世帯に対する入居の際の優遇措置制度等の検討を行う。	建築課

障害児施策の充実

障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・早期治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校等における健康診断等を実施する。

また、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように、保健、医療、福祉、教育等の各施策の円滑な連携を図る。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	備考
健康診査等の充実(再掲)	妊婦一般健康診査やマタニティー応援教室、マタニティー相談を実施する。 乳幼児に対する健康診査を実施し、乳幼児の発育状況や保護者の育児不安に対する相談、指導を行うとともに、発達障害等の早期発見・早期治療を図るため、医療機関や関係機関等と連携し、健診内容の充実を図る。また、未受診者に対する受診勧奨や実態把握を行う。	健康対策課
学校等における健康診断の実施（再掲）	学校、保育所、幼稚園における健康診断を実施し、疾病等の早期発見、早期治療の指導・助言を行い、乳幼児・児童・生徒の健康の保持増進に努める。	児童家庭課、学校教育課
障害児保育の推進(再掲)	障害児の処遇向上を図るため、集団保育が可能で、保育サービスを必要としている障害児の受け入れを推進する。	児童家庭課
障害児教育の充実	児童生徒の障害の種類や程度、能力、適正等を的確に判断し、適正な就学に努めるとともに、能力・適正に応じた指導を行う。	学校教育課
療育相談の充実（再掲）	保健、医療、福祉、教育の連携を強化し、療育の推進に努める。	児童家庭課、健康対策課、福祉課、学校教育課、保険課
知的障害児通園施設（あかしや）の充実	知的障害児通園施設事業を実施するとともに、施設機能を活用した療育相談や外来療育支援の充実を図る。	児童家庭課

事業名・施策	事業概要	備考
療育に関するネットワークの構築	知的障害児通園施設「あかしゃ」や鳥取県立皆生小児療育センター、各種関係機関等との療育に関するネットワークの確立及び連携に努め、療育システムの充実を図る。	児童家庭課、健康対策課、福祉課、学校教育課、保険課

被害に遭った子どもへの支援

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的な立ち直りを支援するために、被害を受けた子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携し、きめ細かな対応の実施に努める。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	備考
支援を必要とする子どもへの対策の充実	家庭児童相談室、児童相談所等関係機関との連携を密に行い、支援を必要とする子どもへの早期対応を図る。	児童家庭課、学校教育課

第6章 計画の推進に向けて

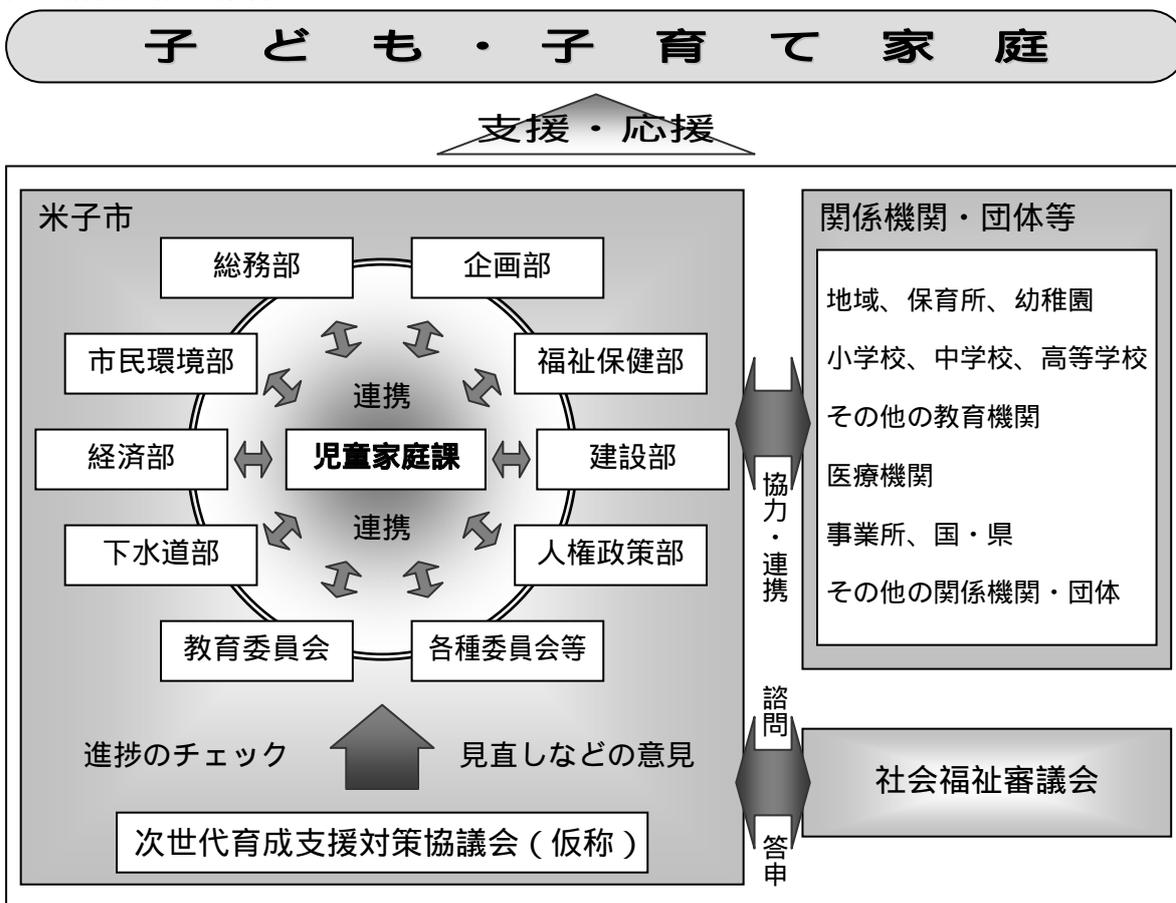
米子市次世代育成支援行動計画(以下「行動計画」という。)は、「子どもの育ちへの支援」、「保護者への支援」、「地域づくり」の3つの基本方向から、子どもと子育て家庭を包括的に支えていくために、福祉・保健・教育をはじめ、子どもに関係する様々な分野にまたがった施策を展開するものであり、その実現のためには、家庭を中心として、行政、地域、事業主、関係機関、諸団体等がそれぞれの役割を担いながら、緊密な連携を図っていくことが必要である。

行動計画の推進に当たっては、本市関係部局が相互に連携・調整し、総合的・計画的に取り組んでいくとともに、市民、事業主等との協働をより一層図り、すべての子どもが健やかに育つ環境を整備していく。

また、行動計画の実施状況については、毎年、計画の実施状況を把握、点検するとともに市民に公表する。

さらに、本市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となる措置について協議するため、関係機関や学識経験者等で組織する「次世代育成支援対策協議会(仮称)」を設置し、行動計画に基づく適切な事業の実施を図る。

図 - 計画の推進体制



第7章 資料編

1. 米子市社会福祉審議会

(1) 米子市社会福祉審議会条例

昭和52年12月12日条例第40号
改正 平成16年 3月28日条例第 6号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、米子市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の社会福祉事業に関する基本的事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のあるもの
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月28日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例の施行日の前日において、第5条の規定による改正前の米子市社会福祉審議会条例第3条第2項第1号及び第4項の規定に基づき任命されている委員の任期は、同条例第4条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。

（2） 委員名簿

表 - 米子市社会福祉審議会委員名簿

（順不同）

	氏 名	区 分	備 考
会 長	塚 田 喜 美	各種団体の代表	米子市社会福祉協議会会長
副会長	安 田 洋 一	その他市長が適当と認める者	公募による
委 員	大 城 陽 子	学識経験のある者	鳥取県西部福祉保健局
”	坂 本 久 雄	学識経験のある者	鳥取県西部福祉保健局
”	後 藤 巖	各種団体の代表	米子市民生児童委員協議会会長
”	築 谷 敏 郎	各種団体の代表	米子市商店街連合会会長
”	魚 谷 純	各種団体の代表	鳥取県西部医師会会長
”	矢 倉 幹 治	各種団体の代表	米子市中学校校長会長
”	森 茂 博	各種団体の代表	米子市公民館連絡協議会副会長
”	岡 田 茂	各種団体の代表	米子市自治連合会常任委員
”	倉 光 玲 子	各種団体の代表	米子更生保護女性会会長
”	松 田 万由美	各種団体の代表	米子市小学校校長会長
”	井 上 徹	その他市長が適当と認める者	公募による
”	松 本 義 人	その他市長が適当と認める者	公募による

2. 米子市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会

(1) 設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の基本理念に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会形成を実現するため、米子市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(1) 米子市次世代育成支援対策地域行動計画の策定に関する事項

(2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3章 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる団体等の会員、職員その他構成員及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員長)

第4章 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を総括し、代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5章 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(委員以外の出席)

第6章 委員会は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7章 委員会の庶務は、福祉保健部児童家庭課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月25日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成17年3月30日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 第5条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後における最初の会議は、米子市長が招集する。

(2) 委員名簿

表 - 米子市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会委員名簿

	氏 名	区 分	所 属 団 体 等
委員長	谷 本 要	保健医療	鳥取県西部小児科医会
委 員	前 田 隆 子		鳥取大学医学部保健学科
"	汐 田 まどか		鳥取県立皆生小児療育センター
"	松 田 万由美	教育環境	米子市立小学校校長会
"	永 瀬 浩		米子市私立幼稚園協会
"	板 見 亮		米子市小学校PTA連合会
"	矢田貝 香 織		米子市私立幼稚園PTA連合会
"	黒 田 昌 幸		淀江小学校PTA
"	村 田 整	労働・生活環境	米子商工会議所
"	豊 田 智寿枝		米子市公民館連絡協議会
"	加 藤 洋 子		男女共同参画推進会議米子
"	足 立 玲 子		米子警察署生活安全課
"	磯 岩 明 子		鳥取県教育委員会学校栄養職員
"	西 井 通	児童福祉	米子市民生児童委員協議会
"	妹 尾 正 教		鳥取県子ども家庭育み協会
"	竹 本 さゆり		米子市保育所保護者会連合会
"	伊 藤 操		元米子市子育て支援センター指導員
"	古 川 秀 生		淀江町保育所保護者会

